

## 自然公園制度のあり方に関する提言 参考資料集

## 内容

1 . 自然公園施策に関する近年の動き .....	1
( 1 ) 平成 22 年度以降の自然公園に関する施策 .....	1
2 . 近年の自然公園法の改正事項 .....	7
( 1 ) 近年の自然公園法改正について .....	7
3 . 国立・国定公園における利用環境の充実 .....	13
( 1 ) 利用のゾーニングの事例（知床、大雪山、尾瀬） .....	13
( 2 ) 国立公園満喫プロジェクトにおける取組 .....	16
( 3 ) 利用調整地区の現状と課題（知床五湖、西大台） .....	18
( 4 ) 利用に伴う課題と利用ルール（知床、大雪山、十和田八幡平、中部山岳） .....	20
( 5 ) 利用促進のための仕組みの事例 .....	23
国立公園における適正な利用の促進に関する既存の取組事例 .....	23
国立公園における適正な利用の促進に関する既存の取組事例（詳細） .....	25
利用促進のための仕組みの事例 .....	28
( 6 ) 試行的な利用のゾーニング（十和田八幡平、伊勢志摩） .....	29
( 7 ) 関連法令 .....	32
利用のあり方小委員会報告 .....	32
4 . 公園事業・集団施設地区の再生・上質化 .....	33
( 1 ) 公園事業の現状と課題 .....	33
国立公園内の公園事業（宿舎）の実態調査結果 .....	33
公園事業の執行に関する課題 .....	33
( 2 ) 集団施設地区の現状 .....	35
( 3 ) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 .....	36
国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 .....	36
国立公園利用拠点計画の策定状況について .....	40
( 4 ) 国立公園における廃屋撤去の取り組み .....	43
( 5 ) 関連法令 .....	46
空家等特措法の概要 .....	46
景観法の概要 .....	50

# 1. 自然公園施策に関する近年の動き

(1) 平成22年度以降の自然公園に関する施策 [ 検討会1 : 資料2 - 2 ]

## 平成22年度以降の自然公園に関する施策

- ①協働型管理運営の推進
- ②地域自然資産法の概要及びその活用に向けた検討状況
- ③国立公園の宿舍事業のあり方について

<参考1>

- ④国立・国定総点検事業について

<参考2>

- ⑤都市公園法の改正
- ⑥文化財保護法の改正
- ⑦日本遺産の認定
- ⑧観光地域づくり法人（DMO）の形成・確立

1

## ①協働型管理運営の推進

### 背景 ～協働型運営体制のあり方検討会～

- 環境省では、各国立公園の現地事務所に職員を配置し、多様な関係者の協力を得つつ、自然環境の保等の管理を行っている。
- しかし、外来種や野生鳥獣による被害などの新たな課題に対応する能動的な管理や、利用者ニーズの変化を踏まえた地域振興にも配慮した適切な利用の推進のためには、地方公共団体をはじめとする**地域の関係者と国立公園の目指すべき目標（ビジョン）を共有し、一層緊密な連携を図ることが必要**であると指摘されていた（「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」）。
- 6名の有識者により「**国立公園における協働型運営体制のあり方検討会**」を平成23年度に設置し、国立公園において協働型による管理運営が求められる事項、協働型管理運営のために望ましい体制、協働型管理運営体制の推進に必要な施策等について、平成25年度までに合計7回の会議を開催し、それぞれについて方向性をとりまとめた。

### 結果 ～協働型運営体制のあり方検討会～

**現状認識と課題**

- 全国の国立公園で「**個別課題対応型**」「**個別地域対応型**」「**連絡調整型**」「**統合型**」の4つのタイプの協議会が設置されている。
- 自然環境保全のための能動的な取組、利用者ニーズ等の変化に迅速に対応したサービスの提供、地域の計画・施策との整合性の確保等のために協働型の管理運営を進めることが必要。

**今後の取組の方向性**

- 全国の国立公園において「**総合型協議会**」を設置し、国立公園のビジョン、管理運営方針、行動計画、地域のルール等を関係者が検討共有し、取組を進めることが必要。
- 取組を進める枠組みとして、総合型協議会で策定したビジョン等を国立公園管理計画の一部として位置づけ、整合性・実現性を担保する等、国立公園管理計画のあり方の見直しが必要。

**今後の取組の進め方**

➤ **全国の国立公園において試行的に協議会を開催し、知見を蓄積し、制度の強化を図る。**



### 現状

- 全国の国立公園 12公園 13地域で総合型協議会が設置されている。（平成31年3月15日時点）

### 代表的な事例 尾瀬

尾瀬国立公園協議会では、環境省・林野庁・自治体・民間事業者・山小屋組合・観光協会・ガイド協会・学識経験者など多様な主体が参画している。各課題に応じて小委員会等を設置し、協議内容や進捗状況を逐次共有する仕組みが確立している。

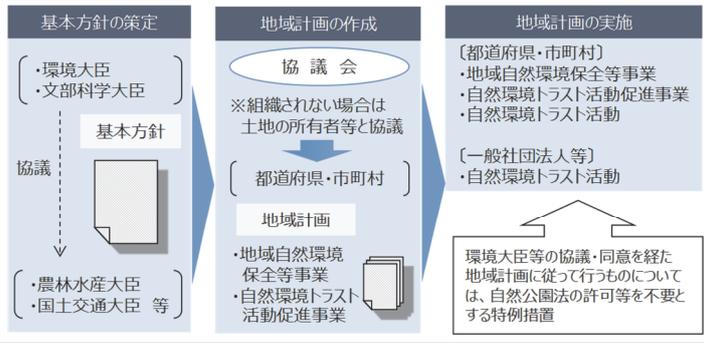
## ②地域自然資産法の概要及びその活用に向けた検討状況

### 背景と目的 ～民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進する必要～

- 地域の自然環境を保全し、及び持続可能な利用を推進するためには、公的資金を用いた取組に加えて、利用者による負担、民間団体等が寄附金を募って行う土地の取得・管理など民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進する必要がある。
- そこで、議員立法によって「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（通称：「地域自然資産法」）」が平成27年4月1日に施行された。（環境省及び文科省共管）
- 同法により、都道府県又は市町村は、協議会を設置し自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する地域計画を作成することができ、その計画に基づいて、入域料等を経費として充てて行う「地域自然環境保全等事業」や、寄附金等による土地の取得等（自然環境トラスト活動）を促進する「自然環境トラスト活動促進事業」を行うことができる。

### 基本方針・地域計画

地域社会の健全な発展にもつなげていくことを目指す



### 地域自然資産区域内で行われる活動

**地域自然環境保全等事業**・・・国立公園や名勝地等地域の自然環境の保全及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、区域内に立ち入る者から取受する料金をその経費に充てるもの  
**自然環境トラスト活動**・・・自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とし、一般社団法人等又は都道府県若しくは市町村が区域内の土地の取得等を行うこと  
**自然環境トラスト活動促進事業**・・・都道府県又は市町村が、自然環境トラスト活動を促進する事業

### その他

- 地域計画の作成に関する助言、財政上の措置等（国の努力義務）
- 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要な土地の取得（国・都道府県の努力義務）

### 現状

- 現在、竹富町と妙高市において、地域自然資産法の活用が検討されている。（令和元年8月1日現在）

	沖縄県竹富町【竹富島】	新潟県妙高市【妙高戸隠連山国立公園（妙高山・火打山）】
竹富島地域自然資産協議会（平成29年6月）	妙高山・火打山 自然環境保全協力金（入域料）検討部会（平成30年6月）※妙高戸隠連山国立公園（妙高山・火打山）は6月入域料検討会議（平成30年度）	
竹富島地域自然資産地域計画（案）を作成（平成30年5月）	地域自然資産計画（案）を作成中 ※社会実験を2か年にわたり実施中	
300円（任意の協力金）／竹富島に入域する全ての人 ※徴収免除の対象あり	500円（任意の協力金）／妙高山・火打山の登山者 3 ※徴収免除の対象あり	

## ③国立公園の宿泊事業のあり方について

### 背景、現状と課題

- 国立公園満喫プロジェクトにおいて、豊かな自然や地域文化を深く満喫できる多様な宿泊体験を増やしていくことが課題。あわせてニーズ等の変化による課題も併せて取り上げ、宿泊事業のあり方について、今後の施策の方向性等を示すことを目的に平成30年度に整理。
- 観光から得られた利益を保全に還元し、**保護と利用の好循環**を実現することで、**国立公園の資源管理を充実**させる。そのため、協働型管理運営として公園事業者、観光関係者、地域住民等を含めた様々な関係者による地域ビジョンの共有が重要。
- インバウンド増加、集団から個への旅行形態の変化、旅行者ニーズの多様化等の傾向。国立公園内における**宿泊施設等の廃屋化**が問題。宿泊施設の事業形態の多様化・複雑化への対応が必要。

### 基本的な考え方

#### 国立公園の宿泊事業の役割

- 自然公園法に基づき、事業者は国に代わって国立公園の非日常の風景の中での宿泊を公平に提供。保護された自然環境の中で事業を行う者として、自然環境の保全と地域の将来像に責任をもった事業の実施が必要。また、宿泊機能だけでなく自然や地域文化を満喫するアクティビティや情報の提供を行う拠点としての役割も求められる。

#### 管理経営に求められる基本的な考え方

宿泊事業の管理経営における基本的な事項について整理（国立公園の自然環境の保全への貢献/その土地にふさわしい本物の体験ができるアクティビティの充実/持続可能性を考慮した環境対策の推進/地産地消による地域社会の持続性への貢献）

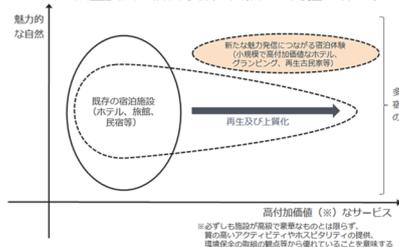
### 目指す方向性

#### (1) 国立公園の魅力発信する新たな宿泊体験の提供

自然や文化への理解が深く、その土地にふさわしい本物の体験に価値を感じる旅行者に向けた宿泊施設は、小規模で風景と調和し、徹底した環境の取組が求められる。これらが事業としても持続可能であるためには、高付加価値なサービスとしていくことが必要。

- 新たな宿泊体験のイメージ【小規模で高付加価値なホテル】【グランピング】【再生古民家】
- 国立公園の魅力発信する新たな宿泊体験の充実に向けた対応

図：国立公園の宿泊事業が目指す方向性のイメージ



#### (2) 既存エリア・施設の再生・上質化

既存の開発エリアや施設では**定期的な設備投資等により質を維持しつつ、劣化した施設の再生と上質化**により、増加する訪日外国人旅行者等の**新たな利用者ニーズに対応**。

##### ① 集団施設地区等の再生

- 地元の**自治体と民間事業者**が、**地域の再整備**（景観デザインの統一、廃屋の撤去等）を**総合的に実施する支援制度**の検討。
- 地域関係者が**マスタープランを作成・共有し、官民協働**で取組むことが重要であり、**新たな民間投資**による事業も検討。

##### ② 新たな廃屋化の防止

- 事業者に対し、特別に事業が認められていることを踏まえ、**責任ある事業執行**を求める。
- 事業者の経営状態を**継続的に把握していく仕組み**等について検討。

##### ③ 多様化する経営手法への対応

#### 【所有・経営・運営の分離】

- 自然公園法上の責任を適切に履行できるよう、認可時の事業者間の契約関係確認など、**責任ある安定的な経営体制の構築**を促す。
- 原状回復命令等の自然公園法に基づく命令を履行する**責任を直接負わせる仕組み**の検討。など

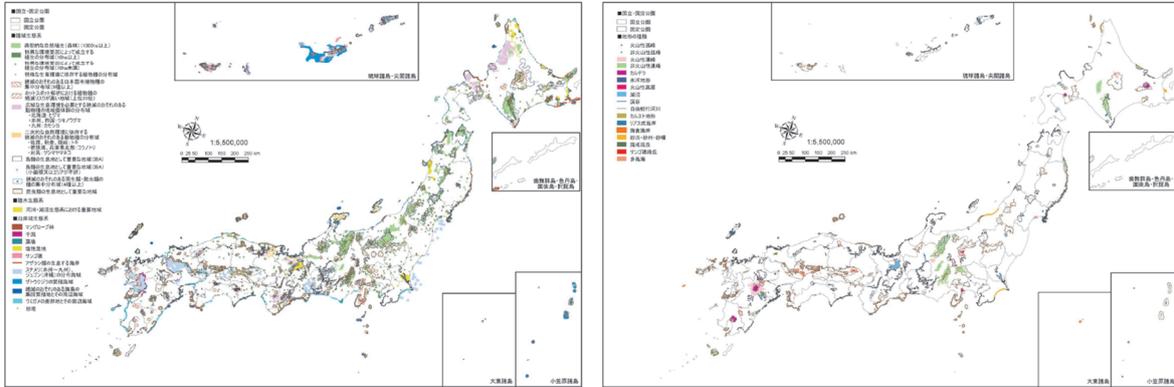
#### 【分譲型ホテルの課題】

- オーナーや会員の優先利用により、一般の公園利用者との**利用差が生じないよう、公園事業としての公益性・公平性の確保**が必要。
- 個人に所有権が分散することについて、将来、撤去等の意思決定ができず建物が存在し風景が悪化することがないような対応が必要。
- エリアによっては利用者に質の高いサービスを提供するための手法として有効となる可能性や、**廃屋が目立エリア等の再生に効果的な民間投資となる可能性**について要検討。

# ④ 国立・国定公園総点検事業について

## 背景 ～総点検事業における新規指定・大規模拡張候補地～

- 平成19年度から平成22年度にかけて行われた「国立・国定公園総点検事業」において、国立・国定公園の候補地を検討。
- 自然環境（生態系及び地質地形）の観点から重要な地域を抽出し、当時の国立・国定公園区域との重複状況の分析（ギャップ分析）を実施。
- ギャップ分析の結果を元に、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地として、18地域を公表。



生態系の観点から重要な247地域（植生、河川生態系、干潟、生物の生息基盤等）\*

地質地形の観点から重要な88地域（山地、湖沼、カルスト地形、海岸、島嶼等）\*

国立・国定公園との重複状況を分析

自然の風景地としての傑出性を評価

- 固有種が集中して分布している地域
- 地形地質の形成史を反映した特徴的な生態系が成立している地域
- 多様な生態系が複合的に一体となって豊かな風景を形成している地域

自然の風景地としての傑出性を評価

- 日本列島の地帯構造区分を考慮した上で、我が国を代表する傑出した規模を有し、優れた風景を形成している地域

5

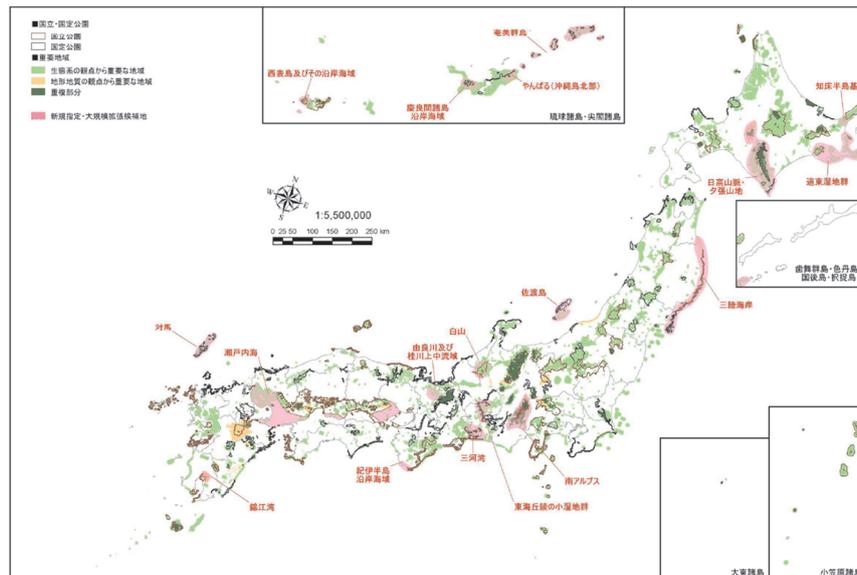
\* 環境省(2010): 国立・国定公園総点検事業について: 環境省, pp8-9

# ④ 国立・国定公園総点検事業について

国立・国定公園と重複していない、又は一部重複している地域で、自然の風景地として傑出性が高い地域を抽出

社会環境等の観点から検討：地域の意向・熱意、利用のあり方、管理体制

総点検事業の候補地検討においては、生態系・地形地質の重要性、風景地としての傑出性を前提としつつも、利用の視点が導入された。



国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地 18地域\*

\* 環境省(2010): 国立・国定公園総点検事業について: 環境省, p13

6

## ④ 国立・国定公園総点検事業について

### 背景 ～総点検事業における新規指定・大規模拡張候補地～

- 候補地として挙げられた**18地域**それぞれについて、自然の風景地としての評価と、今後の**具体的な方向性**（例：隣接する国立公園の拡張による指定、当時の国定公園地域を含む国立公園の新規指定など）が提示された。

### 現状・結果 ～候補地18地域の新規指定等状況～

#### 現状認識と課題

- 令和元年8月時点における候補地18地域の新規指定等状況は、下表の通りであった。
- 18地域のうち、**12地域について、新規指定または区域の拡張等が行われ一部完了を含め当初の目標を達成した。**
- 一方、**6地域については現在調整中も含め未了**である。

No	総点検事業		現状		拡張面積 (ha)	No	総点検事業		現状		拡張面積 (ha)
	候補地名	方向性	状況	関係する自然公園			候補地名	方向性	状況	関係する自然公園	
01	知床半島基部	拡張	完了	知床国立公園	318	10	紀伊半島沿岸地域	拡張	完了	吉野熊野国立公園	12867
02	道東湿地群	拡張 or 新規	未了	厚岸道立自然公園	-	11	由良川及び桂川上中流域	新規指定	完了	京都丹波高原国定公園	69158
03	日高山脈・夕張山地	拡張 or 新規	未了	日高山脈襟裳国定公園	-	12	瀬戸内海	拡張	一部完了	瀬戸内海国立公園	-
04	三陸海岸	拡張	一部完了	三陸復興国立公園	109423	13	対馬	拡張	未了	杵岐対馬国定公園	-
05	佐渡島	拡張	未了	佐渡弥彦米山国定公園	-	14	錦江湾	拡張	完了	霧島錦江湾国立公園	22204
06	南アルプス	拡張	未了	南アルプス国立公園	-	15	奄美群島	新規指定	完了	奄美群島国立公園	75278
07	東海丘陵の小湿地群	拡張	一部完了	愛知高原国定公園	61	16	やんばる（沖縄県北部）	新規指定	完了	やんばる国立公園	21022
08	三河湾	拡張	未了	三河湾国定公園	-	17	慶良間諸島沿岸地域	新規指定	完了	慶良間諸島国立公園	93995
09	白山	拡張	一部完了	白山国立公園	2200	18	西表島及びその沿岸地域	拡張	完了	西表石垣国立公園	30443

#### 今後の取組の方向性

- 候補地18地域について、調整の経緯と課題の取りまとめを行う。
- 特に未了である6地域について、従前の経緯と課題を踏まえて、今後の指定等に向けた指針を作成する。**

7

## ④ 国立・国定公園に求められる資源性や風景観の変化

### 資源性の変化 \*

- 自然公園における資源性は、景観や動植物といった**対象**と、原始性や多様性といった**価値**により構成されると捉えることが可能
- 自然公園法制定以降、新規指定または主要な拡張のあった国立公園の指定書・公園計画書において
- 対象：**  
「景観」に対する言及は通時的に認められる  
初期には「地形」に関する表現が多く、以降、自然公園法や自然公園選定要領の改正に応じて、「動植物」「生態系」に関する表現が増加
- 価値：**  
総合的な価値表現（すぐれた、美しい、貴重な等）は通時的に認められる  
初期には**原始性**（原生の、自然性の高い等）や**豪壮性**（豪壮な、壮大な）に言及する価値表現が多く、以降、**希少性**（特異な、希少な等）、**固有性**（特徴的である、独特の等）、**多様性**（変化に富んだ、複雑な、多彩な、豊かな等）が増加  
それぞれの価値表現に接続する対象も、時期により異なる
- 2002(H14)年の自然公園法改正で、草原、里山など**二次的自然を国立公園の重要な要素として位置づけ**
- 国立・国定公園総点検事業では、「草原」「**照葉樹林**」「**里地里山**」「**海域**」などについて、特にすぐれた自然風景地の対象として積極的に評価を進めることを方針として提示

### 風景観の変化

- 初期には「地学的見地から同一型式の風景を代表して傑出させること」を必須の条件として、**名所・旧跡・伝統的な探勝地や、山岳など原始性の高い自然の大風景地**を国立公園として選定\*\*
- 時代が下るにつれて、複数の視点が自然公園の指定における風景評価軸として追加



### 今後の検討の方向性

- 国立・国定公園の**ストーリー**や**二次的自然**、**文化的景観**、**利用のあり方**等を意識して、**新規指定**や**区域の適切性**等を検討する。
- 沿岸海域の保全のため、**海域の公園区域の指定の考え方**について**整理**を進める。

8

\* 深辺明男、佐々木真二郎、四戸秀和、下村彰男(2012): わが国における国立公園の資源性とその取扱いの変遷に関する研究。ランドスケープ研究75(5)、483-489

\*\* 同野澤宏(2013): わが国最初の国立公園選定の歴史の風景評価。ランドスケープ研究6、18-24

\*\*\* 栗境倫(2011): 平成23年度 第4回人と自然の共生懇談会 主要論点に関する資料4-1-1をもとに事務局作成

## ⑤ 都市公園法の改正

### 背景 ～適切な管理の推進と民間活力を活かした都市公園の保全・活用～

- 都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するための「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が、平成29年2月10日に閣議決定された。
- 公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであり、また、災害時の避難地としての役割も担っている。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっている。こうした様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくために、関係法律が一括して改正された。同年6月15日に、都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係省令が施行された（一部については平成30年4月1日施行）。

### 改正内容及び事例

出典：「都市公園法改正ポイント」(国土交通省都市局公園緑地・景観課)をもとに作成

1. 公募設置管理制度 (Park-PFI)の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き</li> <li>事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される</li> <li>条件: 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備・改修等を一体的に行うこと</li> <li>特例1: 設置管理許可期間の特例（10年→20年）／特例2: 建築率の特例（2%→12%）／特例3: 占用物件の特例</li> <li>(参考事例) 天王寺公園エントランス（てんば）（大阪市）民設民営による都市公園の再整備事例 / 大津湖岸なぎさ公園（大津市）地方における民活事例 / 山下公園（横浜市）管理許可者の公募と併せて公共施設を整備</li> </ul>
2. PFI事業の設置管理許可期間の延伸	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園におけるPFI事業は主にプールや体育館等の大規模施設で活用されており、事業の契約期間が長期に渡るものが多い。</li> <li>PFI事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間をPFI事業の契約期間にあわせて延伸することで、事業者の長期的事業運営を確保し、より多くの民間参入を促進する。</li> <li>公園施設を整備する場合の設置管理許可期間（現行：最長10年）を、PFI事業契約の契約期間の範囲内（最長30年）で公園管理者が設定できることとする。</li> <li>(参考事例) 事業名：噴火湾パトラパークセンター等整備運営事業、PFI対象施設：プール、健康増進施設、事業開始：平成15年、運営期間：17年</li> </ul>
3. 保育所等の占用物件への追加 (特区の全国措置化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家戦略特区法改正により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として保育所等の設置が可能。</li> <li>待機児童解消の取組強化に向けて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても可能とする。</li> <li>保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの（通所型）について、政令で定める技術基準等を満たす場合には、公園管理者は占用を許可。</li> <li>＜施行令で規定する事項＞ ① 設置可能な社会福祉施設（通所型）：保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設等 (参考事例) 汐入公園-認可保育園</li> <li>② 技術的基準：○施設の敷地面積は、公園の広場面積の100分の30以内 / ○その他、外観、構造等に関する基準（他の占用物件と同様） (参考事例) 汐入公園-認可保育園 (東京都、荒川区)</li> </ul>
4. 公園の活性化に関する協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</li> <li>各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。</li> <li>(協議会における協議事項例) 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整 / キッズパークやパークエコーの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り / 都市公園のマネジメント方針、計画等</li> </ul> 
5. 都市公園の維持修繕基準の法令化	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用中の都市公園のうち設置から40年以上経過したものが平成26年度末で約16%。20年後には約6割に達する見込み。また、道具については設置から20年以上経過したものが約5割。</li> <li>都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることにより、予防保全による長寿命化・安全対策を徹底。</li> <li>都市公園の維持修繕基準の法令化: 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するよう行うものとする。</li> </ul>

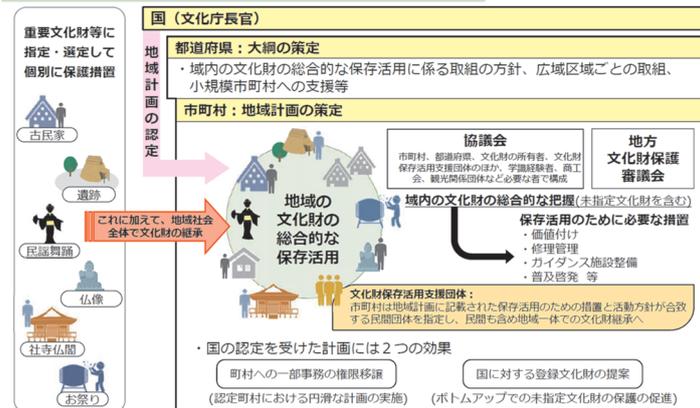
## ⑥ 文化財保護法の改正

### 法改正（平成30年）の趣旨

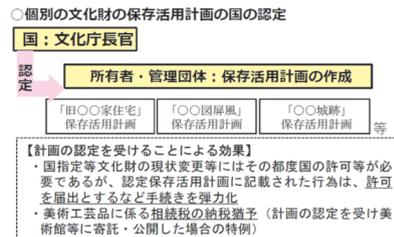
- 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

### 改正による新たなスキーム（イメージ）

#### (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

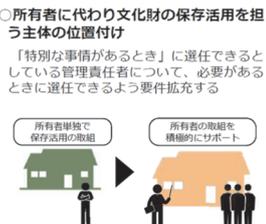


#### (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し



#### (3) 地方文化財行政の推進力強化

- 地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする
- ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

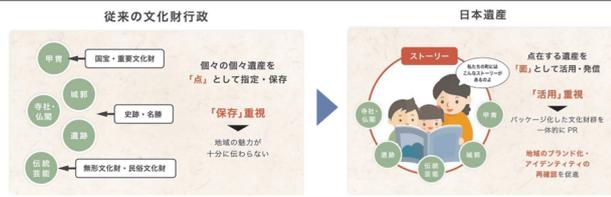


出典：「文化財保護法改正による新たなスキーム（イメージ）」(文化庁)より作成

# ⑦日本遺産の認定

## 目的 ～有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用～

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を**地域が主体となって総合的に整備・活用**し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的に創設。



## 認定申請と審査基準

### 認定ストーリー

- 歴史的経緯や地域の風習に根ざし、世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたものであること。
- ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものを据えること。
- 単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。

※単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」(ネットワーク型)がある

### 申請者等

申請者は地方公共団体で、年1回、都道府県を通じて公募

### 認定の可否

外部有識者で構成される「日本遺産審査委員会」の審査結果を踏まえ、文化庁が認定

### 審査基準

- ストーリーの内容が、地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに、日本の魅力を十分に伝えるものとなっていること。(観点：興味深さ、新しさ、訴求力、希少性、地域性)
- 日本遺産という資源を活かした地域づくりの将来像と、実現に向けた具体的な方策(地域活性化策)が適切に示されていること。
- ストーリーの国内外への効果的な発信や、日本遺産を通じた地域活性化策の実施が可能となる体制が整備されていること。

## 認定状況

2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに、全国100か所程度を日本遺産に認定することを目指している。

平成27年度	18件 (18件認定) : 24府県
平成28年度	37件 (19件認定) : 33府県
平成29年度	54件 (17件認定) : 40府県
平成30年度	67件 (13件認定) : 43府県

## 地域への支援

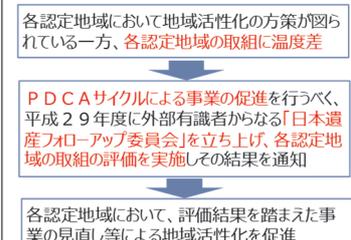
### 日本遺産魅力発信推進事業

- 認定地域が主体となって日本遺産を活用した地域活性化の取組を行うことができるよう、以下の事業に対して、認定後3年間を目途として財政支援
- 情報発信、人材育成事業
  - 普及啓発事業
  - 調査研究
  - 公開活用のための整備

### 日本遺産プロモーション事業

- アドバイザー派遣事業  
認定地域が抱える個別の課題やニーズに対して、専門家を派遣し指導・助言
- 国内外への「日本遺産」の周知  
民間企業と連携したイベントの開催、「日本遺産ポータルサイト」での情報発信
- ポスト2020に向けた取組  
2020年プレイベント開催や官民プラットフォーム形成による民間企業との連携を図り自立化を促進

## 認定地域の評価



出典：「日本遺産ポータルサイト」(文化庁) (<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/index.html>)、文化資源を活かした地域の観光拠点の形成について(文化庁、平成30年12月) (<https://www.mlit.go.jp/comm/mv/00126362.pdf>) をもとに作成

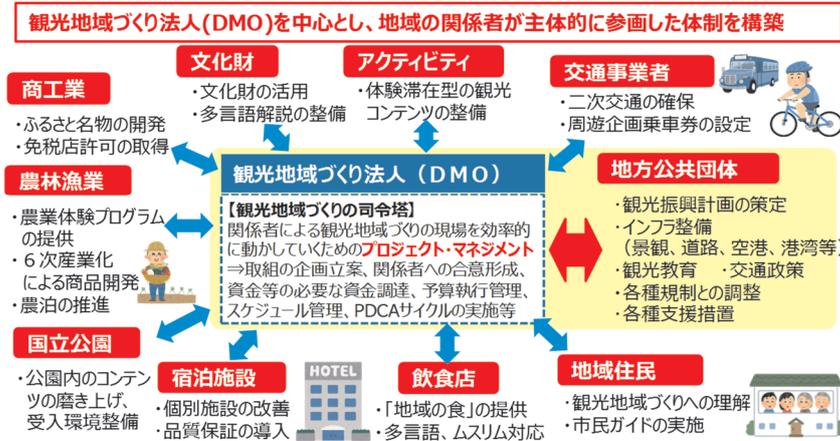
# ⑧観光地域づくり法人 (DMO) の形成・確立

## 観光地域づくり法人 (DMO)

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

DMO : Destination Management / Marketing Organization

### 地域の関係者を巻き込んだ体制の構築



地方誘客・旅行消費拡大

ターゲット等  
の戦略策定

観光コンテンツ  
の造成

受入環境の  
整備

2. 近年の自然公園法の改正事項

(1) 近年の自然公園法改正について [ 検討会 1 : 資料 2 - 1 ]

近年の自然公園法改正について

平成 15 年改正

	改正事項	具体的な内容	現状等
平成 15 年 改 正	国及び地方公共団体の責務に生物多様性の確保を追加	国及び地方公共団体の責務として、「自然公園における生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずること」を追加し、風景の保護に関する施策に、生物多様性の確保の観点が含まれることを明示。	【成果】生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担っていくという自然公園の役割が明確化され、平成 19 年度～平成 22 年度にかけて行われた「国立・国定公園総点検事業」においては、生物多様性保全の観点からギャップ分析を行い、その結果を踏まえ、国立・国定公園の新規指定又は区域拡張を行っている。また、平成 22 年改正において、法目的に追加し、さらに明確化した。
	特別地域及び特別保護地区における規制の追加(物の集積等、指定動物の捕獲等、立入り規制地区)	〔特別地域〕土石などの環境大臣が指定する物の集積等の規制 / 環境大臣が指定する植物の採取等に関する規定の改正 / 環境大臣が指定する動物の捕獲等の規制。 〔特別地域・特別保護地区〕湿原などの環境大臣が指定する区域への立入り規制。	【現状】 ・物の集積：土石、廃棄物等を指定 ・指定動物：9 公園（国立 7、国定 2）で計 9 種を指定 ・立入り規制地区：指定無し 【成果】自然公園の風致景観に支障を与える行為が抑制された。 【課題】立入り規制については、他法令や土地所有者の権限で一部対応が可能、また、指定にあたっての合意形成の困難さ（原則土地所有者の同意が必要）等の理由から、指定が進んでいない。 【今後の対応】上記課題に対応可能であり、かつ立入り規制地区の指定が適切であると考えられる区域については、積極的に指定を検討する。
	利用調整地区制度の創設	国立公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るために、公園利用者の立入人数等を調整することができる「利用調整地区」制度を創設。自然保護のための環境影響の低減を基本とし、併せてより深い自然とのふれあいの体験を利用者に提供するためのもの。 〔地区の指定等〕利用者圧による風致景観に及ぼす影響を回避する目的で、植生等の荒廃が認められる又はそのおそれがある地域において指定 〔利用の認定等〕利用者数等を調整するため、環境大臣が指定する期間内に立ち入ろうとする者は、立入りの認定等を受ける 〔指定認定機関〕利用調整地区ごとに地元の団体等を指定し、利用調整地区に関する認定関係事務を行わせることができる。 〔認定のための手数料〕認定のための手数料は、利用調整地区に立ち入る公園利用者の負担とし、額は利用調整地区ごとに環境大臣が定める。	【現状】2 か所を指定：吉野熊野国立公園 西大台地区（平成 18 年）・指定認定機関：上北山村商工会、知床国立公園 知床五湖地区（平成 22 年）・指定認定機関：（公財）知床財団 【成果】西大台地区においては利用者の混雑感が緩和され、質の高い自然とのふれあいが可能となった。知床五湖地区においては、植生等の荒廃防止及びヒグマとの軋轢の解消が図られるとともに、深い自然とのふれあいの体験が得られる場となった。 【課題】指定にあたっての合意形成の困難さ（原則土地所有者の同意が必要）指定認定機関の担い手の不足等の理由から、地区の指定が進んでいない。 【今後の対応】例えば、利用圧による影響の回避のみならず、体験の質の向上等を目的として区域指定するなど、より柔軟性等のある制度への見直しを検討する。
	風景地保護協定制度の創設	国立公園及び国定公園内の草原や里地里山などの二次的な自然風景地について、土地所有者等による十分な管理を行うことが困難な場合等に、環境大臣又は地方公共団体若しくは公園管理団体が、「風景地保護協定」を締結し、当該土地所有者の代わりに自然風景地の管理を行うことができることとしたもの。 協定に基づいて行う行為に対し、特別地域の許可を受けることが不要となる特例措置を設けたほか、土地所有者の負担を軽減するために、協定が締結された土地に係る特別土地保有税を地方税法の改正により免除するとともに、相続税等の評価額を協定による制約に見合った適正な評価額とする。	【現状】これまでに 2 件を認可 ・阿蘇くじゅう国立公園「下荻の草風景地保護協定」-（公財）阿蘇グリーンストック（平成 16 年） ・上信越高原国立公園「湯の丸高原風景地保護協定」-NPO 法人浅間山麓国際自然学校（平成 23 年） 【成果】阿蘇くじゅう国立公園においては、輪地切り、輪地焼き及び野焼き等の行為が円滑に行われ、草原景観の維持に寄与した。また、上信越高原国立公園においては、希少種であるミヤマシロチョウ等の生息環境の回復又は保全のための植樹又は整枝等が円滑に行われ、自然の風景地及び生物多様性の保全に寄与した。 【課題】制度の周知やメリットが不十分等の理由から、協定締結が進んでいない。 【今後の対応】制度運用上の工夫等を検討する。

公園管理団体制度の創設	<p>国立・国定公園の管理業務に関し、一定の能力を有する公益法人、NPO 法人等を「公園管理団体」として指定する。</p> <p>公園管理団体は、風景地保護協定の締結主体として協定地区内の自然の風景地の管理を行うほか、協定区域外においても、植生の復元、登山道等公園施設の巡視及び補修、情報提供、利用実態調査など幅広い業務を行うことができる。</p>	<p>【現状】5 団体を指定：(公財)阿蘇グリーンストック(平成 15 年)(一財)自然公園財団(平成 17 年)(公財)知床財団(平成 19 年) NPO 法人浅間山麓国際自然学校(平成 20 年) NPO 法人たきどっん(平成 21 年)</p> <p>【成果】風景地保護協定の締結による二次的自然環境の保全や、自然体験活動・環境教育の推進に寄与した。</p> <p>【課題】公園管理団体となるメリットが不十分、営利を目的とする団体を指定することができない等の理由から、指定が進んでいない。</p> <p>【今後の対応】自然公園の協働型管理運営という観点から、公園管理団体の役割を再検討する。</p>
行為許可に係る違法行為に対する是正措置の強化(中止命令、継承者への現状回復命令等)	<p>行為許可に関する違法行為について、中止を命令することができることとした。</p> <p>工作物を他の者に譲渡してしまう等悪質な案件等に対応できるよう、工作物等の権利の承継者への原状回復等の命令の規定を設けた。</p> <p>原状回復等を命ずべき者を確知できない場合においても、環境大臣又は都道府県知事はその者の負担において原状回復等を行うことができることとした。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反行為を行っている者に対する中止命令：事例なし</li> <li>・継承者への原状回復命令：事例なし</li> <li>・原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復：事例なし</li> </ul> <p>【成果】行為許可に係る違法行為の抑止に寄与した。</p> <p>【課題】特になし。</p> <p>【今後の対応】引き続き、適切な運用に努める。</p>

#### < 附帯決議 >

附帯決議	対応状況
<p>新「生物多様性国家戦略」の実効性を確保するため、本法を含めた自然環境保全の法体系の見直しについて検討を行うこと。</p>	<p>外来生物法(平成 16 年 6 月公布、平成 17 年 6 月施行) 自然再生推進法(平成 14 年 12 月公布、平成 15 年 1 月施行) エコツーリズム推進法(平成 19 年 6 月公布、平成 20 年 4 月施行) 生物多様性基本法(平成 20 年 6 月公布・施行)の制定や、鳥獣保護管理法(平成 26 年 5 月公布、平成 27 年 5 月施行) 種の保存法(平成 29 年 6 月公布、平成 30 年 6 月施行) 自然環境保全法(平成 31 年 4 月公布、令和 2 年 4 月施行)の改正など、自然環境保全に関する法体系の整備及び見直しを行っている。また、生物多様性国家戦略も改定を行い、その実効性の確保に努めている(直近の改定は平成 24 年)。</p>
<p>自然公園における生態系を保全し、持続的な利用が図られるよう、利用調整地区制度を積極的に活用すること。</p>	<p>吉野熊野国立公園 西大台地区(平成 18 年) 知床国立公園 知床五湖地区(平成 22 年)において利用調整地区を設定。成果等については、上記参照。</p>
<p>自然公園内の里地里山の保全及び再生に向けて、風景地保護協定及び公園管理団体制度が的確に機能するよう、N G O、土地所有者等との連携を強化するとともに、財政支援を含めた支援策の拡充を図ること。</p>	<p>平成 15 年度から平成 20 年度に「民間活動推進モデル事業」として、公園管理団体及び指定に意向を持つ団体が行う公園管理活動について、課題の抽出、普及啓発資料の作成、地域での情報交換の場の設置・運用等を行うことにより、支援を行った。</p>
<p>自然公園内の生態系に著しい悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を外部から持ち込むことを制限するなど、適切な移入種対策を講ずること。</p>	<p>平成 22 年自然公園法改正により対応。</p>
<p>登山道の荒廃、トイレ整備の遅れなど過剰利用による自然公園の利用上の問題が生じていることに対し、入園規制も含めた適切な手法を検討すること。</p>	<p>登山道の荒廃対策については、地域団体等の参画を得て、国立公園等の管理やサービスの向上を図る「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業」等によりきめ細かな維持管理を行っている。山岳トイレについては、「山岳環境保全対策事業」により、民間山小屋事業者に対し、トイレ整備等の支援を行っている(支援件数 35 件)。</p>

<p>公園計画の策定に当たっては、関係行政機関のみならず地域住民、NGO等の意見も十分反映させるようにするとともに、計画の定期的な点検が行われるようにすること。</p> <p>また、自然再生事業等公園計画事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全に万全を期すこと。</p>	<p>「国立公園の公園計画等の見直し実務要領について」（平成25年5月17日環自国発第1305174号 環境省自然環境局国立公園課長通知）において、公園計画の見直し作業は概ね5年毎に行うこととしている。また、計画の見直しに当たっては、環境省原案に対するパブリックコメントを行うとともに、必要に応じて地域住民への説明会等を開催している。自然再生事業や公園事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全を行うよう実施、指導しているところ。</p>
<p>生態系の有する多様な価値を客観的に把握するため、モニタリング等による調査研究を推進することにより、科学的知見の集積の充実に努めるとともに、その情報の提供を積極的に行うこと。</p>	<p>地域の研究者とのネットワークを構築しつつ、「自然環境保全基礎調査」により自然公園を含む我が国の自然環境（植生、藻場・アマモ場、サンゴ等）を全国的に調査するとともに、「モニタリングサイト1000」の調査地を自然公園内にも設置するなどして、科学的知見の集積の充実に努めている。また、「生物多様性情報システム（J-IBIS）」や「いきものログ」において、これらの調査で得られた情報の提供を積極的に行っている。</p>
<p>自然公園を総合的な環境学習の場と位置付けることにより、環境教育の推進を図るとともに、利用者に対する適切な情報提供に努めること。</p>	<p>ビジターセンター等を中心とし、子どもパークレンジャーや自然観察会の開催、展示・ホームページ等による情報提供を行っている。</p>
<p>自然公園の適切な保全管理に努めるとともに、このために必要な人員及び予算の一層の充実に努めること。</p>	<p>自然保護官等の現場管理職員の数は年々拡大（令和元年177人）。さらに、自然保護官を補佐するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を平成17年度から配置（令和元年125人）する等現地管理体制の強化を図っている。</p> <p>平成14年度に国立公園関連の非公共予算は、11.1億円であったが、令和元年度には83.2億円となり、約7.5倍の予算を確保。</p>
<p>自然公園内における公共事業との調整に当たっては、自然公園が生物多様性の保全の重要な場と位置付けられたことを踏まえ、自然環境への影響に十分配慮されるよう留意すること。</p>	<p>自然公園内における公共事業については、自然公園法に基づく許認可事務等を通じて、自然環境への影響に十分配慮されるよう、案件ごとに調整を図っている。</p>

平成 22 年改正

	改正事項	具体的な内容	現状
平成 22 年 改 正	法目的に「生物多様性の確保」を追加	生物多様性基本法の制定などに見られる、生物の多様性に関する社会的な要請の高まり等を踏まえ、目的規定に生物多様性の確保に寄与することを明示。	【成果】法改正以前から、実質的には自然公園内で生物多様性の確保を実施してきたが、法目的に位置づけることにより、自然公園の指定・管理において、生物多様性の確保の観点がより明確化された。平成 28 年のやんばる国立公園、平成 29 年の奄美群島国立公園の指定は、希少野生動植物の保護を主眼の一つに置いている。 【今後の対応】ポスト愛知目標の設定等も見据え、生物多様性全の観点からさらなる施策の充実を図る。
	海域公園地区制度の創設	海中だけでなく、海上も含めた海域全体の景観の維持と適正な利用を図る観点から、海中公園地区を、海域全体を対象とする「海域公園地区」に改めた。	【現状】国立公園：計 15 公園 98 地区で 143 か所を指定（約 55,088ha） 国定公園：計 15 公園 23 地区で 61 か所を指定（計 7945ha） 【成果】制度改正により、干潟や岩礁など、生物多様性に富むエリアを指定できるようになったこと、また、地区全域で一律に動植物の捕獲等規制を行うのではなく、捕獲等規制を行うべき区域を海域公園地区内できめ細かに設定することができるようになったことで漁業者との調整を図りやすくなったことから、指定面積が増大した。平成 20 年（海中公園地区）：2,359ha 令和元年（海域公園地区）：55,088ha 【課題】関係行政機関や漁業者等との連携による海域の管理の質の向上 【今後の対応】関係行政機関や漁業者等との連携等により、普通地域を含めた海域の管理の質の向上を目指す。
	生態系維持回復事業制度の創設	シカによる食害等に対し、国立・国定公園内の生態系の維持又は回復を図ることを目的として生態系維持回復事業制度を創設。 生態系維持回復事業の実施に当たっての手続き 生態系維持回復事業に関する公園計画の決定 生態系維持回復事業計画の策定 生態系維持回復事業の実施 生態系維持回復事業計画に適合するものとして確認又は認定を受けた行為は許可が不要となる特例措置を設けた。	【現状】国立公園：10 地域で生態系維持回復事業計画を策定（知床、阿寒摩周、尾瀬、白山、南アルプス、霧島、屋久島等） 【成果】関係行政機関等の多様な主体の参画が促進され、地域全体で取り組む体制が構築された。平成 22 年から令和元年現在まで生態系維持回復事業に係る予算措置を講じており、自然公園におけるシカの食害や外来種対策が進捗している。一部地域では、外来魚の根絶やシカの生息密度の低下が確認されている。 【課題】継続的な予算の確保 【今後の対応】計画に基づく事業を引き続き実施する。また、新たに事業が必要な地域については、計画策定・事業実施を進める。
	特別地域及び特別保護地区における規制の追加（指定区域内における木竹の損傷、植栽・動物の放出規制等）	〔特別地域〕環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷の規制 / 環境大臣が指定する区域内において、「環境大臣が指定する植物を伐採し、又植物の種子をまくこと」及び「環境大臣が指定する動物を放つこと」の規制、〔特別保護地区〕「動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）」及び「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと」の規制	【現状】木竹の損傷、植栽・動物の放出等に係る指定区域：指定なし 【課題】特になし。 【今後の対応】特別保護地区においては引き続き適切な規制の運用に努めるとともに、木竹の損傷等の規制が必要な特別地域があれば、積極的に指定を検討する。

公園事業の執行に関する規定の整備（施行令の規定の法律への位置づけ等）	<p>執行認可の申請に併せて、管理経営の方法を提出させることとし、執行認可後の届出は不要とした。</p> <p>改善命令に従わない場合の罰則（50万円以下の罰金）を規定</p> <p>合併、分割、相続、譲渡の際に、環境大臣の同意又は承認が無ければ地位が継承されないこととした。</p> <p>必要な場合に速やかに公園事業の認可の効力を失効させ、他の適切な者にその公園事業を担わせることができるよう、認可の失効について法に規定</p> <p>原状回復命令と罰則（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）について規定</p> <p>原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復について規定 等</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善命令に従わない場合の罰則の適用：事例なし</li> <li>原状回復命令に従わない場合の罰則の適用：事例なし</li> <li>原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復：事例なし</li> </ul> <p>【成果】公園事業に対する一定の監督機能の強化が図られた。</p> <p>【課題】管理経営の方法の提出は法改正前から認可している事業者に対しては効果が及ばない等から、施設の廃屋化の進行には歯止めがかかっていない。</p> <p>【今後の対応】廃屋化の抑止のために、制度改正を含めさらなる措置を講ずべく検討を進める。</p>
------------------------------------	--	--

### < 附帯決議 >

附帯決議	対応状況
<p>自然公園等の適切な管理運営のために必要な人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、自然公園等を地元住民の雇用創出の場として活用すべく、グリーンワーカー事業等の拡大等をはじめとする積極的な施策の展開を図ること。</p>	<p>自然保護官等の現場管理職員の数は年々拡大（令和元年177人）。さらに、自然保護官を補佐するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を平成17年度から配置（令和元年125人）する等現地管理体制の強化を図っている。</p> <p>また、グリーンワーカー事業については268,807千円を計上（令和元年度）。</p>
<p>本法の目的に生物多様性の確保が加えられたことにかんがみ、自然公園の利用が生態系にとって悪影響を及ぼさないよう、その適正な利用に努めるとともに、国民にもその趣旨が理解されるよう普及啓発に努めること。</p>	<p>過剰利用などにより生態系への影響が生じている地区については、利用調整地区制度の導入や自然保護官等による巡視・指導・普及啓発により、利用の適正化に努めている。</p>
<p>海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、科学的なデータ等を勘案し、民間団体等利害関係者にも配慮しつつ、関係省庁等間の連携・協力を十分図ることによって、世界的に貴重な海洋生態系の保護・保全にとって重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。また、国際的な連携にも配慮しつつ、移動性野生動物の保全にも努めること。</p>	<p>海域公園の指定については上記参照。なお、慶良間諸島国立公園をはじめ、クジラ類、渡り鳥、ウミガメ类等移動性野生動物の生息にも配慮した指定を進めている。</p>
<p>公園計画及び公園事業計画の策定に当たっては、生物多様性の保全の観点から、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、審議会の開催に当たって、パブリックコメントなどの前倒しにより、国民の意見が審議に反映されるものとするほか、計画段階からの市民参加等、多様な主体が参画、協議できる場を設けることで、可能な限り幅広く意見を聴くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。</p>	<p>「国立公園の公園計画等の見直し実務要領について」（平成25年5月17日環自国発第1305174号 環境省自然環境局国立公園課長通知）において、審議会諮問前の環境省原案の段階でパブリックコメントを行い、意見を集約・反映することとしている。また、必要に応じて地域住民への説明会等を開催している。</p>
<p>生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行法の鳥獣被害の防止施策との整合性も配慮しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適正に行うこと。</p>	<p>生態系維持回復事業の確認・認定に当たっては、科学的知見を踏まえて策定した生態系維持回復事業計画への適合を審査している。また、絶滅のおそれのある野生生物への影響や鳥獣被害の防止施策との整合性にも十分に配慮している。</p>
<p>自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地利用等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。</p>	<p>平成19年西大台地区の指定の後、平成22年に知床五湖地区を新たに利用調整地区に指定した。指定にあたっては、環境省、北海道、斜里町の3行政機関、同地区の公園管理団体、エコツーリズム推進団体、観光事業者、ガイド事業者、住民団体等、同地区の関係者などによって組織される「知床五湖の利用のあり方協議会」等における調整を図った。より柔軟性のある制度の検討を行うほか、利用調整地区の指定が適切であると考えられる地域については、積極的に指定を検討する。</p>
<p>気候変動に伴う生態系の変化を考慮して、国土における自然保護地域の効果的な再配置と拡大、適正な管理を早急かつ積極的に取り組むこと。</p>	<p>大雪山国立公園及び慶良間諸島国立公園において、生態系への気候変動影響に関する評価及び適応策の検討を行い、その結果を「国立公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」として取りまとめた。今後、気候変動への適応の考え方を踏まえた自然保護地域の管理等を検討していく。</p>



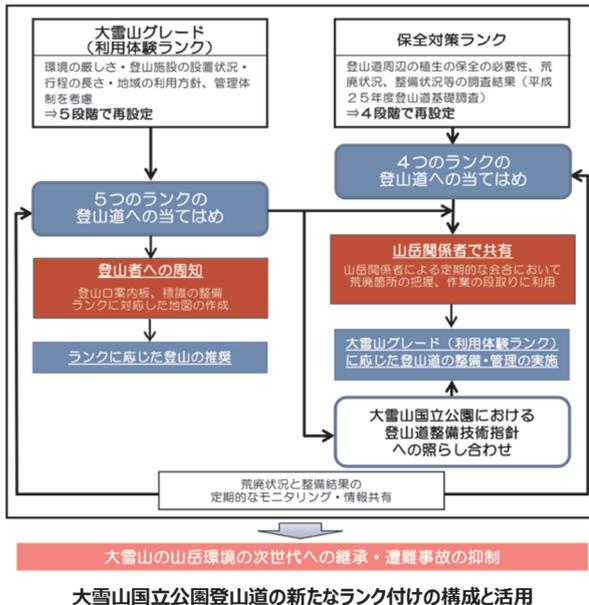
### 3. 国立・国定公園における利用環境の充実

#### (1) 利用のゾーニングの事例 (知床、大雪山、尾瀬) [利用分科会1:資料2-1]

## 利用のゾーニングの事例 (大雪山国立公園)

### 大雪山国立公園登山道管理水準

- 平成27年度に、「大雪山国立公園登山道管理水準」を改定(公園計画や管理運営計画とは別に平成17年度に当初策定)。本管理水準に基づき、協働型による登山道の整備及び維持管理、適正な利用を推進。
- 本管理水準は、「大雪山グレード(利用体験ランク)」と「保全対策ランク」の二つから構成。



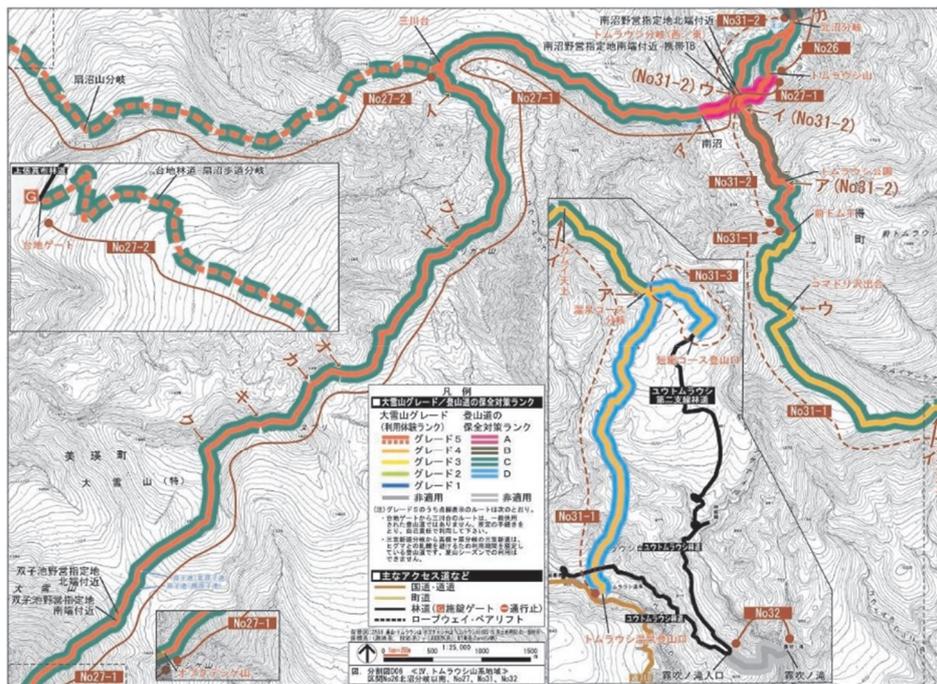
### 大雪山グレード

5	グレード5	大雪山の極めて美しい自然に挑む登山ルート ・地形的条件から天候判断がより難しく、自峰登山口からの距離や避難小隊の距離が長くエスケープを取りづらい登山ルートや経路や岩場通過等高度な技術を要する登山ルート ・自然の雰囲気の変化を留意先とした登山ルート ・登山者自らのリスク管理が必要とされ、極めて高度な行動判断を要求される登山ルート
4	グレード4	大雪山の美しい自然に挑む登山ルート ・地形的条件から天候判断がより難しい登山ルートや登山口、ロープウェイ駅からの距離が長く日帰りに適さない登山ルート ・自然の雰囲気の変化を留意先とした登山ルート ・登山者自らのリスク管理が必要とされ、高度な行動判断を要求される登山ルート
3	グレード3	大雪山の自然を体感する登山ルート ・登山口、ロープウェイ駅からのアクセスが比較的良く、日帰り程度の距離で設定された登山ルート ・歩行の快適性よりも自然の雰囲気を保持を優先した登山ルート ・登山者自らの一定のリスク管理が必要とされ、一定の行動判断を要求される登山ルート
2	グレード2	大雪山の自然とあふれる軽装登山ルート ・登山口、ロープウェイ駅からのアクセスが良く、比較的短距離で設定された登山ルート ・段差処理、ぬかるみ対策等に努め、一定の歩行の快適性の確保に配慮されている登山ルート
1	グレード1	大雪山の自然とあふれる探勝ルート ・温泉施設やロープウェイ駅からのアクセスが良く、比較的高橋差が少なく設定された一般観光利用者向けルート ・段差処理、ぬかるみ対策等に努め、一定の歩行の快適性の確保に配慮されている探勝ルート

### 保全対策ランク

A	保全上の課題が極めて大きい区間 ・植生の保全の必要性の程度にかかわらず、大規模な荒廃があり急激に進行した。または、今後5~10年で著しく進む恐れがある。 ・植生の保全の必要性の程度にかかわらず、木道、階段工等登山施設の老朽化がひどい、進行困難箇所がある。
B	保全上の課題が大きい区間 ・保全の必要性が高い植生において、大規模な荒廃があり、徐々に進行している。 ・保全の必要性が高い植生において、木道、階段工等登山施設の破損が見られる。
C	保全上の課題が中程度の区間 ・保全の必要性が高い植生において、荒廃が中規模以下である。 ・保全の必要性が高い植生において、木道、階段工等登山施設が整備済みである。 ・保全の必要性が高い植生に乏しいが、大規模な荒廃があり、徐々に進行している。 ・保全の必要性が高い植生に乏しいが、木道、階段工等登山施設の破損が見られる。
D	保全上の課題が顕著ではない区間 ・保全の必要性の高い植生に乏しい区間において荒廃が中規模以下である。 ・木道等登山施設が整備済みで木道、階段工等登山施設の破損が見られない。

## 利用のゾーニングの事例 (大雪山国立公園)



### 課題と今後の方向性

- 面的なゾーニングは設定されていないため、特に自然環境保全のように面的な対策が必要な事項を検討するためには不十分。
- 保全対策ランクが示されても、歩道等の施設の維持管理作業に係る経費や人手の不足、必要な手続きが進んでいないこと等により、結果として登山道の荒廃が改善されない。  
情報交換や情報の蓄積等、作業を促す仕組みづくりを検討中。
- 現地で今いるエリアがどのグレードなのか、利用者にとって分かりにくい。標識等の整備を進めている。

# 利用のゾーニングの事例（尾瀬国立公園）

## 尾瀬国立公園管理計画

- 「尾瀬国立公園管理計画書」（平成25年8月改訂）において利用のゾーニングを実施。自然環境や利用形態等の特徴により公園内を4エリアに区分。
- エリア毎に利用資源を挙げるとともに、利用方針、維持管理及び整備方針を定め、適切な利用の誘導や施設整備等を実施していくことで、公園全体の適正な利用を推進。

### 4つのエリア区分

I 登山エリア	山岳地であり登山に利用されているエリア。中級以上の登山者向け。
II 軽登山エリア	起伏のある森林帯であり山岳探勝エリアへ至るまでのエリア。初級者も含む登山者に利用される。
III 山岳探勝エリア	幅広い利用者層に自然探勝を目的とした利用がされているエリア。
IV 入山エリア	本公園の入山口として利用されるエリア。車道の利用もあり、自然環境学習の場及び自然とのふれあい活動の場としての利用も推進される。

### エリア毎の利用資源、利用方針、施設の維持管理及び整備方針の具体の例

#### I 登山エリア

##### ①利用資源

- ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観。
- 登山道、避難小屋、入山口の駐車場が既に整備されている。

##### ②利用方針

- 無雪期は整備された登山道を歩く利用に限定する。
- 関係団体・関係者と協力し、登山者でしか体験できない質の高い自然探勝を推進していくために、パンフレットによる知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの利用を推進していく。
- 山岳地であることから、安全対策の徹底を周知する。

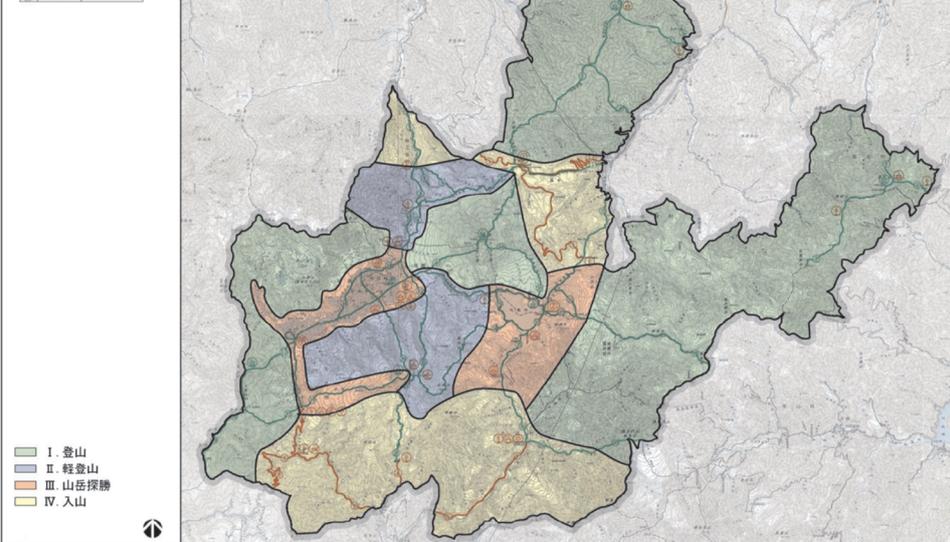
##### ③施設の維持管理及び整備方針

- 一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- 歩道は登山道として取り扱う。
- 避難小屋やトイレ等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。
- 相応の登山技術、体力、装備を有する利用者が登山を楽しめる歩道（登山道）として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。
- 標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。
- 入山エリアでの標識、パンフレット等を用いた利用マナーやルールの普及啓発、自然に関する情報提供機能等を充実させる。

# 利用のゾーニングの事例（尾瀬国立公園）

図2 利用のゾーニング

① 尾瀬湖	② 登山道	③ 避難小屋	④ 入山口
⑤ 駐車場	⑥ 歩道	⑦ 展望台	⑧ 休憩所
⑨ トイレ	⑩ 自然観察	⑪ 自然学習	⑫ 自然体験
⑬ 自然保護	⑭ 自然教育	⑮ 自然研究	⑯ 自然調査
⑰ 自然観察	⑱ 自然学習	⑲ 自然体験	⑳ 自然保護
㉑ 自然教育	㉒ 自然研究	㉓ 自然調査	㉔ 自然観察
㉕ 自然学習	㉖ 自然体験	㉗ 自然保護	㉘ 自然教育
㉙ 自然研究	㉚ 自然調査	㉛ 自然観察	㉜ 自然学習
㉝ 自然体験	㉞ 自然保護	㉟ 自然教育	㊱ 自然研究
㊲ 自然調査	㊳ 自然観察	㊴ 自然学習	㊵ 自然体験
㊶ 自然保護	㊷ 自然教育	㊸ 自然研究	㊹ 自然調査
㊺ 自然観察	㊻ 自然学習	㊼ 自然体験	㊽ 自然保護
㊾ 自然教育	㊿ 自然研究	㋀ 自然調査	㋁ 自然観察



尾瀬国立公園における利用のゾーニング図 \*

### 課題と今後の方向性

- 管理運営計画の中で明確に位置づけられたゾーニングであり、一定の実効性が担保される一方、法定の手続きではないため、一過性のものに終わるリスクの指摘も\*
- 尾瀬国立公園の伝統的な利用（夏季、登山や山岳探勝）を前提としており、新たな利用形態、利用時期、利用規模に対応する機能は限定的

\* 栗甲哲也(2014): 国立公園の計画と管理の課題 -大雪山国立公園を事例とした検証- : 林業経済研究60(1), pp14-21

# 利用のゾーニングの事例（知床国立公園）

## 知床国立公園管理計画

- 「知床国立公園管理計画書」（平成25年4月改訂）においてゾーニングを実施。自然環境や利用形態等の特徴により公園内を5エリアに区分。
- エリア毎に自然景観の保全、利用施設に関する事項、利用規制に関する事項、安全対策及び普及啓発に関する事項を定め、適切な利用の誘導や施設整備等を実施していくことで、公園全体の適正な利用を推進。

### 5つのエリア区分

- 先端部地域
- 知床連山地区
- 知西別岳及びその周辺地区
- ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区
- ルサ・相泊間の道路沿線地域

### 知床半島先端部地域（記載事項の例）

#### ①自然景観の保全

- 歩道や車道等一般の公園利用のための施設が設けられておらず、日本では数少ない「バックカントリー」と呼ぶことができる原生的な自然環境の広がりが大規模に保たれてきた。
- 観光船やシーカヤックからの眺望対象として重要。
- 自然景観の保全は特に厳正に行う。

#### ②利用施設に関する事項・利用規制に関する事項・安全対策及び普及啓発に関する事項

- 引き続き歩道や車道等の一般の公園利用のための施設は設けない。
- 「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」に基づき、動力船による一般観光客のレクリエーション利用を規制指導する。
- 「知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得」の周知等に努める。

### ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域

#### ①自然景観の保全

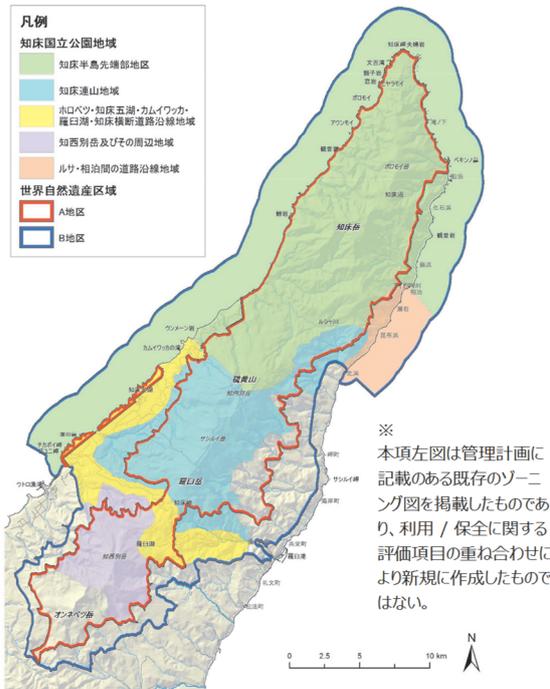
- 多くの公園利用者が訪れる主要な利用地域であるが、遺産地域管理計画におけるA地区にも含まれている。
- A地区は原生的な自然環境の保全を行うが、その他の地域は利用施設の設置等を認めつつ、自然景観との調和を最優先とした景観管理を行う。

#### ②利用施設に関する事項・利用規制に関する事項・安全対策及び普及啓発に関する事項

- 自然環境の保全と適正な公園利用の推進のため、必要な利用施設を整備する。
- 「知床国立公園 知床半島中央部地区利用の心得」の周知等に努める。
- その他、各利用拠点における方針を記載。

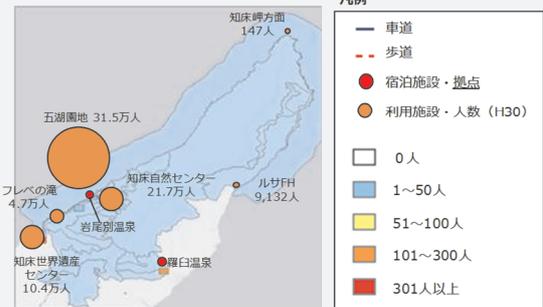
# 利用のゾーニングの事例（知床国立公園）

知床国立公園におけるゾーニング\*  
(国立公園内の地域区分 / 世界自然遺産地域管理計画A地区, B地区)

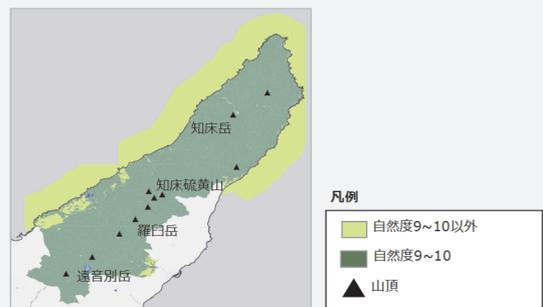


### 参考

#### 利用に関する評価項目の重ね合わせ (例)



#### 保全に関する評価項目の重ね合わせ (例)



\* 環境省 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所(2013): 知床国立公園管理計画書, p56

(2) 国立公園満喫プロジェクトにおける取組 [ 利用分科会 1 : 資料 2 - 2 ]

## 国立公園満喫プロジェクトにおける取組

**世界水準の「ナショナルパーク」を実現するために**  
「最大の魅力は自然そのもの」「高品質・高付加価値のインバウンド市場の創造」

訪日外国人の国立公園利用者数  
490万人(2015年・H27)→1000万人(2020年・H32)に  
(2016年546万人、2017年600万人、2018年694万人)

**ステップアッププログラムの策定**

先行8公園: 阿寒摩周 大山隠岐 十和田八幡平 日光 伊勢志摩  
阿蘇くじゅう 霧島錦江湾 慶良間諸島

平成28年7月: 世界水準の「ナショナルパーク」の候補として先行8公園を選定

12月: 公園毎に地域協議会によりステップアッププログラム策定

先行8公園における成果を水平展開(H29.11開始)  
※特に利用者数の多い国立公園(富士箱根伊豆/支笏洞爺/中部山岳)に重点

プロジェクト全体の中間評価とりまとめ(H30.7)  
ステップアッププログラム改訂(H31.2)

**世界水準の「ナショナルパーク」に向けたブレイクスルー**

**多様な宿泊サービスの提供**

○多様な宿泊体験の提供のため、分譲型ホテル等を認可する審査基準を作成し、R1.10から施行予定。  
○日光、大山隠岐にて民間と連携し、外国人旅行者のニーズにあったキャンプ場にリニューアル予定

**ビジターセンター等公共施設の民間開放**

○伊勢志摩の英虞湾を望む直轄展望台に民間カフェを導入(H30.8オープン)  
○阿寒摩周のビジターセンターを改修しカフェスペースを設置。情報発信と地域の交流の場となる機能を持たせ、R1.8から営業開始。

**体験型コンテンツの磨き上げ・受け入れ体制の強化**

○ファムトリップの成果等を踏まえ、モデルコースを含む「日本の国立公園コンテンツ集(日・英)」を作成。OTAへの掲載等を支援。対象公園を拡大して取組中。  
○外国人のニーズも踏まえたガイドやコーディネーターを育成する研修プログラムを実施。地域の自走に向けた取り組みを支援。

**景観の改善・利用環境の整備**

○大山隠岐にて廃屋を撤去(H29.7完了)し、カフェや物販機能を有する施設を整備(H30.5オープン)。  
○阿蘇くじゅうにて眺望を阻害していた電線・電柱の移設を実施。  
○各国立公園の案内板、ビジター展示等において、分かりやすく魅力的な多言語解説整備を促進。

**利用者負担による保全の仕組みづくり**

○慶良間諸島で入島時の環境協力税を徴収し、国立公園の環境保全に活用中  
○大山隠岐にて保全協力金付きオオサンショウウオ観察ツアーを実施

**国内外への強力な情報発信**

**民間事業者等との連携**

○国立公園オフィシャルパートナー(ANA、JAL、JTB、KTCホールディングス、サントリー等75社)との連携協力により、空港や航空機、列車内等での国立公園の魅力の発信、商品造成、受入体制の整備支援を実施

**情報サイト・SNS・海外メディア等による発信**

○JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを設置・公開(H31.2)今年度、アクティビティ等の予約まで可能なサイトとする予定。  
○Instagram及びフェイスブック公式アカウントにおいて、現地レンジャーから、公園の感動を発信。  
○動画配信や海外メディアへの記事掲載を実施中

**国内外の旅行博等での発信**

○ツーリズムEXPOジャパンへの出展による情報発信、海外バイヤー商談会でのビジネスマッチングを支援

**管理事務所の体制強化**

○国立公園管理事務所を新設するとともに、観光業等の民間企業経験者等を「利用企画官」として採用

## 体験型コンテンツの磨き上げ・受け入れ体制の強化

**取組の状況 (一部)**

**日本の国立公園コンテンツ集の作成・誘客力の強化**

- 国立公園のコンテンツ事業者と国内外のエージェント等とのマッチングや各種プロモーションのため、**BtoB用のコンテンツ集**を作成。
- 日本の国立公園ならではの体験コンテンツ、並びに、**外国人旅行者にとって利用しやすい二次交通**を組み合わせたお勧めモデルコースを掲載。
- コンテンツ集を活用して、ツーリズムEXPOにて国内外の旅行会社やメディア等との**162件のビジネスマッチング**を支援。(94%のエージェントが、国立公園をテーマにした旅行商品造成が有益と回答)
- FIT対策として、国内外のOTA(オンライン・トラベル・エージェント)の掲載マッチングも支援。



**成果指標**

	実績値 2018年8月	実績値 2019年1月	目標値
磨き上げたコンテンツ数	69 (2018.6時点)	103	300
コンテンツと二次交通を組み合わせたお勧めモデルコース数	-	23	60 コース
国立公園を含む地域コンテンツ情報の一元化が進んだ地域数	-	4	10 地域

**2019年度の取組予定**

- ▶ コンテンツ集について、先行8公園での拡充に加え、**20公園程度を目標に、コンテンツをとりまとめ、プロモーションへの活動を推進**。モデルコースの作成を進め、200コンテンツ、40コースの掲載を目指す。
- ▶ **ビジターセンターに予約機能を備えたデジタルサイネージを設置し、自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供**。
- ▶ 国内外の旅行会社やOTA等からの、**多言語対応可能な問い合わせ窓口の一元化の推進**。
- ▶ 外国人観光客にとって魅力的な野生生物観光を促進。
- ▶ 元気になる温泉地での過ごし方(新・湯治)の推進。

# 体験型コンテンツの磨き上げ・受け入れ体制の強化

## 取組の状況 (一部)

### 環境省による人材育成支援

- ガイドやコーディネーター等の養成、地域でのプログラム開発、ツアーデスク等の受入体制、持続可能な体制づくりの強化等を目的に、**インバウンドを踏まえたキーマンとなる人材育成支援**を行い、その後の、**キーマンを中心とした地域での人材育成の裾野拡大**を促す。
- 地域における**継続性・裾野の拡大**を重視し、ガイドだけでなく**行政や観光協会、DMO等とチームを組んで地域単位で参加**を募集。2カ年で、**34地域（内、公園関係22地域）**が参加。

#### <支援内容>

- 自己研修**：開発した動画教材により事前の自己研修に活用。  
さらに、集合研修に参加した地域以外も活用可能で、幅広い人材育成にも貢献。
- 集合研修**：**実践的なワークショップ**を重視し、**成果目標達成に向けた行動計画**を作成。
- フォローアップアドバイザー派遣**：行動計画の磨き上げや、自走化に向けた実践を支援。

#### <研修参加者を中心に、地域での人材育成の裾野拡大などの自走化に向けて取り組んでいる事例>

- 【大山福岐】**  
：オオサンショウウオの保全と活用を進めるため、日南町を中心に、エコツーリズム推進全体構想の策定に向け、着手。
- 【阿蘇くじゅう 阿蘇地域】**  
：熊本県が自主的に予算を付けて、火山博物館が中心となったガイド育成に取り組んでいる。
- 【霧島錦江湾 桜島地域】**  
：新たにガイド組織が設立され、受入体制づくりが進められている。



### 成果指標

	実績値 2018年8月	実績値 2019年1月	目標値
行動計画に基づき、人材育成の裾野拡大などの自走化に向けて自主的に取り組んでいる地域数	-	10	30

### 2019年度の取組予定

- **研修教材の拡充とデジタルアーカイブ化、一般公開化**を進め、効果的で**全国へ波及**する裾野の広い人材育成を図る。
- **派遣アドバイザーの人材バンク化**を進め、地域が自由に招聘できるようにすることで、**効果が全国へ波及**することを目指す。
- **OJT受入れ可能な先進事業者と研修地域とのマッチング**を行い、より**効果的で実践的な研修**とする。

3

# プロモーション

## 取組の状況 (一部)

### JNTOとの連携、SNSの活用等

- 国立公園統一マークを作成、現地看板やリーフレット等に統一的に掲載するとともに、ブランドスローガンや各公園のストーリーの検討を行い、ブランディング活動を実施。
- JNTOグローバルウェブサイト内に国立公園の情報を集約したサイトを構築**。  
2月中旬より試行的にSNS広告等により誘導プロモーションを実施し、サイト設計等について検証を実施中。
- JNTOの情報発信と連携し、**グローバルウェブサイト内のNews欄に国立公園の最新情報を随時紹介**している他、JNTOのSNSアカウント（Facebook, Instagram, weibo等）での国立公園の情報発信を実施。
- 国立公園公式Instagram、Facebookを平成28年度より継続運用、ユーザー参加型の取組によりフォロワー数等を増進させるとともに、インスタミートを実施。**【大山福岐（10月）】【霧島錦江湾（3月予定）】**

### 2019ラグビーW杯、2020オリパラに向けた誘客強化

- 2019ラグビーW杯に向け**、豪NZでラグーマン出演による国立公園紹介番組を作成・放映。合わせて国立公園CM放送（豪55万人視聴）。連動して、飲食店や旅行代理店（**ジャパンレールバス購入者にNPパンフをセットで配布**）、**ANA機内放送（シドニー・羽田便で3～10月RWC開催まで）**等でプロモーションを実施。**【阿蘇くじゅう】**
- 2019ラグビーW杯、2020オリパラに合わせた誘客キャンペーンについて、オフィシャルパートナーなどの協力を得ながら検討。



### 成果指標

	実績値 2018年8月	実績値 2019年1月	目標値
公式Facebookファン数	56,822 (2018.5)	<b>69,788</b> (2019年)	150,000 (2020年)
公式Facebook新エンゲージメント率 (投稿を見た人に占めるいいね！等の積極的反応を行った人の割合)	7.1% (2018.6)	<b>8.2%</b>	毎月平均5% 以上
国立公園ウェブサイトPV数	- (2019構築予定)	-	検討中

- **2019ラグビーW杯、2020オリパラに合わせ**、オフィシャルパートナーなどの協力を得ながら、**誘客キャンペーン実施**に向けた検討・準備を行う。

### 2019年度の取組予定

- **JNTOグローバルサイト内国立公園サイトの強化**
  - ・コンテンツの充実
  - ・OTAとの連携により予約まで可能なサイトを構築
  - ・口コミサイトやSNS等を活用し、**誘導施策**を実施
  - ・JNTOと連携した**デジタルマーケティング**を実施
- 海外メディアに定期的な情報配信を行うなどメディアプロモーションを強化。
- 年間250万人の来苑者の約半数が外国人である**新宿御苑**を、VR等を用いた**全国の国立公園の情報発信拠点に刷新**。



デジタルサイネージの設置  
日本地図の模型へタブレット等を  
かざし各公園の特徴などを表示

4

## 利用調整地区の現状と課題 - ①知床五湖 [1/2]

### 概要

- 平成17年(2005年)に世界自然遺産として登録。知床国立公園を代表する利用拠点であり、年間30万人以上の利用者が訪れている。
- ヒグマの出没と集中利用による植生の踏み荒らしなども発生し、安全対策の観点、自然環境保全上の課題が生じてきた。
- 環境省、北海道、斜里町、地元関係団体、専門家からなる「知床五湖の利用のあり方協議会」を組織し、平成23年から利用調整地区の運用が開始。

### 利用調整の内容

- 「知床五湖の利用のあり方協議会」において、利用適正化計画を策定。1.利用調整を行う期間、2.利用者の人数の範囲、3.利用できる期間、4.注意事項、5.立入りの基準、6.立入り認定手数料を定めている。指定認定機関は(公財)知床財団。
- 利用調整期間：4月15日～10月20日
- ヒグマ活動期：5月10日～7月31日。1チーム11名以下とし、1時間あたりに立ち入ることができるのは7チーム、1日あたりの利用者数の上限は500人まで。同期間は登録引率者の同行が義務づけられている。
- 植生保護期：ヒグマ活動期以外の期間。1日あたりの利用者数の上限は3000人、1時間あたりに立ち入ることができるのは300人としている。
- 知床五湖フィールドハウスにおいて事前レクチャーを受講することが必須。

### 利用調整の効果、課題と今後の方向性、その他

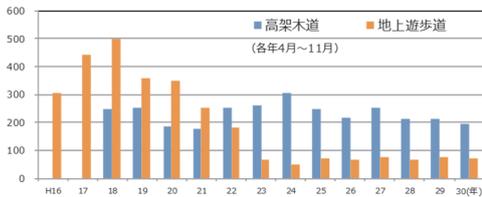
#### ◆利用調整の効果

- 立入人数の設定や事前レクチャーを行うことで立入りが分散し、混雑が大幅に解消。また、一定の植生回復が確認されている。
- ヒグマに対するリスク管理により、全体的には安定的な利用状況にある。(現在では米訪者の多くが高架木道のみを利用。ヒグマの出没時であっても、多くの利用者がその影響を受けることなく知床五湖を楽しむことができる。)

#### ◆課題と今後の方向性

- 観光シーズンの7月から9月は歩道上や駐車場において利用の集中が発生している。
- また、近年はヒグマとの遭遇件数が増加、また、ヒグマの出没が従来少ないとされた時期の遭遇による地上歩道の閉鎖も課題。安全な利用環境を確保するためには、関係者が協力してヒグマのリスク管理をこれまで以上に進める必要がある。
- 植生回復に向けて負荷を一定程度に抑えるため利用調整の継続及びモニタリングが必要。
- 外国人利用への対応も図る必要がある。

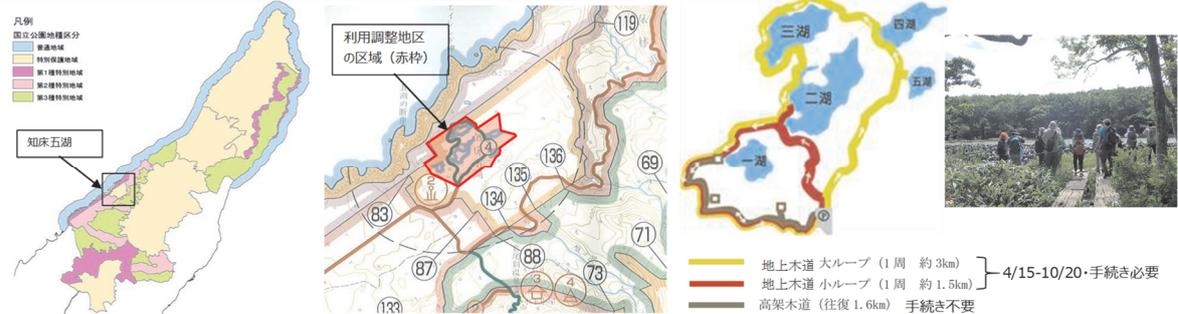
(単位 千人) 知床五湖利用者数 (高架木道、地上遊歩道カウンター)



参考資料：知床五湖利用調整地区 利用適正化計画(平成26年3月)、平成29年度知床国立公園適正利用等検討業務報告書、「知床国立公園知床五湖利用調整地区の告示内容変更について」

## 利用調整地区の現状と課題 - ①知床五湖 [2/2]

### 知床五湖利用調整地区の位置及び区域、遊歩道



### 知床五湖散策制度「知床五湖登録引率者」(平成23年～)

#### ◆制度の概要

- ヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグマへの対処技術を有すると認められる引率者が引率する団体利用であることを基本とすることで、リスクの低減を図る。
- 引率者は、ヒグマに遭遇した際に、同行者の安全を確保する責任を担うこととし、「知床五湖の利用のあり方協議会」において養成し、資格審査を行う。
- 審査を経て引率者名簿に登録された引率者を「知床五湖登録引率者」と称し、ヒグマ活動期の立入認定を受けられる代表者に必要な要件とする。
- 毎年の実施状況等を踏まえたこれらの見直しを行う。

#### ◆求められる知識・技術

- ①知床五湖の地理を熟知していること。
- ②知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること。
- ③知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること。
- ④知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に待避できること。
- ⑤知床五湖で同行者を引率する際の危機管理に関する知識を有していること。
- ⑥知床五湖で最大10名の同行者の統率をとり行動できること。

#### ◆引率者の要件

- ①成人であること。/②事故発生時の責任対応のために、1事故について3億円以上(アクティビティの性質により3億円以上の契約が不可能な場合はその最高額)の賠償責任保険に加入していること。/③普通救命救急講習又はそれに準ずる講習を、各講習が規定又は再受講を推奨する期限以内に受講していること。/④知床五湖の利用のあり方協議会知床五湖登録引率者審査部会における構成員となる登録引率者代表(3名)の選出に参加し、選出された者に対し意見等の委任ができること。

#### ◆登録引率者になるメリット

- 知床五湖のヒグマ活動期のツアーを引率できる。/知床五湖HPIに情報が掲載される。/ヒグマの対処法を取得できる。資格取得後も充実した研修制度あり。

#### ◆登録の条件

- ・研修の終了を経て、筆記・実技試験による審査
- ・受講料：10,000円、登録試験：受験料3,000円/回

出典：知床五湖登録引率者の新規養成者募集要領 / 地上遊歩道画像出所：釧路自然環境事務所

# 利用調整地区の現状と課題 - ②西大台 [1/2]

## 概要

- 吉野熊野国立公園大台ヶ原は、紀伊半島では少なくなった貴重な森林生態系が残り、トウヒ群落を主とする「東大台」に対し、「西大台」はウラボシモミナ群落が主となっており、静寂で原生的な地域。
- ニホンジカの樹木剥皮等による森林衰退やドライブウェイ開通後の利用者の増加による負荷の増大など様々な影響が懸念されることから、利用による負荷を抑え、現状の良好な森林地域の保全を強化するために平成19年9月から利用調整地区制度の運用開始。年間約3,000人が利用。

## 利用調整の内容

- 利用調整期間：4月～11月
- 指定認定機関：上北山村商工会
- 利用調整地区への利用者の人数の範囲は右表の通り。
- 10人を越える団体の利用、動植物を捕獲する網・竿等の持ち込みを禁止。
- 大台ヶ原ビジターセンター及び上北山村商工会において、事前レクチャーを受講することが必須。

期間	人数
利用集中期*の土日祝日 *4月下旬から5月下旬、10月上旬から11月上旬	100人/日
利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日	50人/日
利用集中期以外の平日	30人/日

## 利用調整の効果、課題と今後の方向性、その他

### ◆利用調整の効果

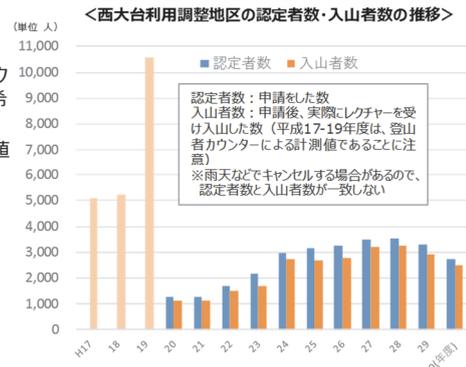
- 「自然環境への負担軽減」については、利用者数をコントロールできていること、事前レクチャーによる普及啓発により、以前に確認されていた歩道外での植生の踏み荒らしや希少植物の盗掘などが改善されるようになった。
- 限定的ではあるが、原生的な自然が残されている地区を利用調整地区と指定し、価値を高めることで、そこを訪れるための観光ツアーが生まれ、一定の利用者が訪れている。

### ◆課題と今後の方向性

- 利用調整地区制度の開始以降、リピーターの割合が減少。混雑感・満足度のモニタリングを行いつつ、リピーター割合をどの程度まで高めればよいのか、またそのためにはガイド利用推進とあわせて、何をすればよいのかを検討することは今後の課題。
- 施設の修繕や窓口業務、事前レクチャーの実施に要するコストが運営側の負担となっている。利用者数が減少傾向にある中で、どのように安定的に運営するかが課題。

### ◆その他

- 協議会が順応的に運営される中で、ガイド、山岳団体、観光協会等が利用者の視点から積極的に発言し、立入り認定手続きの時間短縮、立入り認定手続きの簡素化などに係る課題が徐々に解決されている。（平成29年より当日認定も実施：1日10人まで）



出典：「平成30年度大台ヶ原の利用に関する調査業務報告書」 田村省二（2016）吉野熊野国立公園の西大台利用調整地区における利用動向及び利用者意識に関する研究、ランドスケープ研究、79(5)、525-530、田村省二（2017）大台ヶ原における多様な主体の参画と自然保護施策との係りに関する研究、大阪府立大学博士學位論文。

# 利用調整地区の現状と課題 - ②西大台 [2/2]

## 大台ヶ原登録ガイド制度（平成29年度～）

### ◆目的

- 「大台ヶ原自然再生推進計画2014」の長期目標である「ワイズユースの山」の実現を目指し、利用者に対してより質の高い自然体験の提供、地元への経済的効果の発現に寄与することを目的

### ◆ガイド像と登録要件

- 大台ヶ原の魅力や取組を様々な方法で利用者に伝え、質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し、かつ「大台ヶ原ガイド制度」の意義・目的に賛同する方

### ◆制度内容

- 対象範囲：西大台を中心とした大台ヶ原（西大台・東大台、小処ルートを含む）
- 実施主体：大台ヶ原の利用に関する協議会※  
（協議会事務局：近畿地方環境事務所、登録ガイド制度事務：大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会）
- 登録料：8,000円/3年間
- 登録ガイド数：31名（個人）（令和元年8月時点）

### ◆ガイド登録の要件

- ガイド共通ルールへの同意
- 安全にガイドができる知識と技術を有していること
- 救命・救助法講習修了
- 賠償責任保険加入
- ガイド情報公開
- 登録講習の受講

### ◆登録の流れ

- ガイドが登録に必要な書類を上北山村観光協会に提出
- 協議会で書類を審査し、その結果を通知
- 協議会が開催する登録講習会を受講
- 登録料（8,000円/3年）を納付
- 登録証の交付  
→大台ヶ原登録ガイドとして活動可能に。（ホームページに掲載）

※大台ヶ原の利用に関する協議会：国、地方自治体、関係団体など34機関により構成。大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会：大台ヶ原の利用に関する協議会のもとに設置。近畿地方環境事務所、奈良県、川上村、上北山村、上北山村商工会、上北山村観光協会により構成。

## 西大台利用調整地区の位置及び区域



### ◆登録のメリット

- ホームページなどでの周知
- 年2回環境省主催で実施される講習会を受講可能

### ◆登録料の使途

- ホームページ管理・更新費
- 登録証（カード）の発行費用
- その他通信費 等



## (4) 利用に伴う課題と利用ルール (知床、大雪山、十和田八幡平、中部山岳)

[ 利用分科会 1 : 資料 2 - 4 ]

### 利用に伴う課題と利用ルール – ①動物の人慣れ

#### 概要

- ・野生動物に対する餌付けや過度な接近による撮影等により人慣れが進み、野生動物が道路まで出沒するようになっている。
- ・本来の生態系が乱される他、野生動物に過度のストレスを与えることにもなる。道路際に出沒することで、ロードキルも発生。
- ・看板やチラシ配布による注意喚起、関係者による直接注意等を行っているが、行為が減らない。

#### 問題事例

##### ○知床国立公園

###### 【現状】

- ・近年、知床国立公園内外で車治いを中心にヒグマが出沒し、見学渋滞の発生、降車してヒグマに過度に近接する事案が頻発。
- ・「人慣れヒグマを発生させる行為（餌付けや過度な接近等）」は、安全かつ快適な公園利用を阻害する迷惑行為。

###### 【保護及び利用上の支障】

- ・ヒグマの人慣れを助長し、人との軋轢を増加させるだけでなく、追い払い効果を低下させ、結果的に問題ヒグマとしての排除に至る。
- ・万が一、人慣れヒグマによる観光客への人身事故が起これば、安全が確認されるまで施設や道路等の供用も制限せざるを得ず、結果として公園利用に大きな支障を及ぼすおそれがある。



車道脇へのヒグマ注意看板設置作業

###### 【対応の現状と課題】

- ・ヒグマの追い払い、利用者指導等の対応は、環境省及び町から（公財）知床財団に委託。
- ・現地では指導に従わないカメラマンや観光客が後を絶たず、知床財団や町からは、法的根拠（罰則）のない利用者指導に限界の声が聞かれ、対応が模索されている。
- ・喫緊の課題である車道上の問題に対しては、知床ヒグマ対策連絡会議が呼びかけて道路管理者も巻き込んだ対策を協議中。既に電光掲示板による注意喚起等の普及啓発を実施中。

画像出所：環境省 知床国立公園 フォトアルバム 活動・その他 レンジャーの活動 ヒグマ注意看板設置作業 [https://www.env.go.jp/park/shiretoko/photo/5/f01/f01\\_004.html](https://www.env.go.jp/park/shiretoko/photo/5/f01/f01_004.html)

### 利用に伴う課題と利用ルール – ②ドローン

#### 概要

ドローンの使用による騒音や落下により、動物の生息等への悪影響、利用環境の悪化、利用者への危険性などが懸念。

#### 問題事例

##### ○大雪山国立公園

###### 【現状】

- ・多くの方がドローンを上空で飛行させており、他の利用者は騒音を不快に感じたり撮影されることに対して嫌悪感を感じている。
- ・自然保護官事務所でも問い合わせを受けて注意事項を伝達した案件は2017年4月～2019年8月までで129件。
- ・外国人利用者が手続き（国有林への入林届等）を知らずに飛行させている例が確認。

###### 【対応の現状と課題】

- ・ドローンの飛行を自粛させようとする地域ルールを作成しようとする動きもあったが、「事実上の規制であり、法律や条例に基づかない規制のルールを作るべきではない」との意見を受けて見送った経緯がある。
- ・現在は森林管理署に入林届をした者が、自然保護官事務所に連絡するよう指導され、自然保護官事務所から飛行時の注意事項の伝達を行う体制となっている（※最初に自然保護官事務所に連絡した者に対しては、注意事項伝達後入林届を行うよう指導）。

##### ○中部山岳国立公園

###### 【現状】

- ・ドローンの使用によるライチョウや高山植物の生息・生育への悪影響、利用環境悪化等の懸念。

###### 【対応の現状と課題】

- ・環境省が国立公園内におけるドローン飛行の自粛を要請しているが、法的規制がないため強要はできず指導に苦慮している。
- ・やむなく飛ばす場合は飛行時間帯や飛行場所について指導し、風致景観上の支障を軽減するよう努めているが、どの程度遵守されているかは把握が難しい。河童橋周辺は特に利用者が多いこともあり、土地管理者として強く対応。
- ・一部地域はライチョウの生息域でもあるため、使用を控えるようお願いしている。それ以外の場所でも可能な限り控えるようお願いしているが、山麓エリアであれば、ある程度は容認せざるを得ない状況。
- ・今後、特別保護地区や特別地域内において飛行禁止エリア、禁止時期（季節）、禁止時間等を設定し、公益性がある場合などを限定的に認めるといった許可制を導入してはどうかといった意見もある。現時点で地域ルールはない。

## 利用に伴う課題と利用ルール – ③ペット

### 概要

- ・ 利用者が連れてきたペット（犬）が登山道沿道の植物等を食べたり、他の利用者の安全で快適な利用を脅かす事例がある。
- ・ 野営場や山小屋において、ペットを連れてきた利用者にルール遵守の依頼等をしているものの、法令上の根拠がなく対応には苦慮。
- ・ 一部地域では犬同伴登山の自粛を促しており、マナーが悪い登山者がいた場合は、公共の場であることを踏まえ注意している。

### 問題事例

#### ○十和田八幡平国立公園

##### 【現状】

- ・ 特別保護地区の八幡平園地は主要道路から容易にアクセスできることもあり、ペット（犬）同伴で散策する方がいるが、ペット同伴が駄目な理由を求められることが多い。なお、犬が園路脇の高山植物を食べたり、園路を外れている様子も確認されている。

##### 【対応の現状と課題】

- ・ 平成21年に愛犬との入山について調査を実施し、平成22年度の「八幡平地域の登山マナーに関する関係者会議」において、ペット連れ登山を遠慮してもらうよう文面化し、声掛けやWEBページ・パンフレット等で、注意喚起を行っている。しかし、近年、ペット連れで訪れる方へ指導した際にペット連れ自粛の根拠を求められることが多く、隣接する駐車場の管理団体や観光協会も対応に苦慮。

#### ○中部山岳国立公園

##### 【現状】

- ・ 過去に、ペット同伴で山小屋に宿泊したい旨の希望があり、山小屋がお断りしたものの、法的根拠がないことを理由に強行された事例がある。
- ・ ペットが媒介する病原菌による生態系への悪影響のほか、マイカー規制区間バス車内や、山小屋における臭い、安全上、衛生上の懸念がある。

##### 【対応の現状と課題】

- ・ 「上高地の5つのルール」でペットや外来生物を持ち込まないよう、利用者に対してお願いをしている（自然公園財団HP、山小屋、上高地公式HP、ビジターセンターHPなど）。

#### 「上高地5つのルール」のうちの一つ



持ち込まない | ペットや外来生物を持ち込まないでください。  
No bringing in - Please do not bring pets or alien species.

不帯入 | 請勿將寵物或外來生物帶入

不帶進 | 請勿將寵物或外來生物帶進

반입하지 않는다 | 애완동물이나 외래생물을 반입하지 마십시오.

URL : <https://www.kamikochi.or.jp/learn/rules> (JAPAN ALPS KAMIKOCHI Official website)

## 利用に伴う課題と利用ルール – ④マウンテンバイク

### 概要

公園内へのマウンテンバイクの乗り入れにより、高山植物や登山道の損傷が懸念されるほか、他の利用者の活動に影響を与える

### 問題事例

#### ○大雪山国立公園

##### 【現状】

- ・ 特別保護地区及び乗り入れ規制区域内登山道への自転車（MTB）の乗り入れがあり、登山道や高山植物の荒廃が懸念。

##### 【対応の現状と課題】

- ・ 特別保護地区及び乗り入れ規制区域内は自転車も含めた車馬の乗り入れが規制されているが、道路及び広場等は規制の対象外となっている。
- ・ 管理計画書において、「登山道へ自転車を含む車馬乗り入れをしないよう公園利用者に周知指導」との規定があるが、現行法上は明確な規制がないため、指導が行いにくい。

#### ○支笏洞爺国立公園

##### 【現状】

- ・ 特別保護地区及び乗り入れ規制区域内登山道への自転車（MTB）の乗り入れがあり、登山道や高山植物の荒廃が懸念。



(5) 利用促進のための仕組みの事例

国立公園における適正な利用の促進に関する既存の取組事例 [ 利用分科会 2 : 資料 1 - 1 ]

国立公園における適正な利用の促進に関する既存の取組事例 ( 概要 )

	小笠原NP (南島)	小笠原NP (海域)	屋久島NP (山岳部)	知床NP (知床五湖)	日光NP (奥日光)	奄美大島NP (金作原)	阿蘇くじゅうNP (町古開牧野)	
主な利用の状況	○ボートツアーやシーカヤックツアーでの上陸。 ○指定ルートでのみの利用可能。	○ホエールウォッチング (ザトウクジラ・マッコウクジラ) ○ドルフィンスイム (ミナミハンドウイルカ・ハシナガイルカ)	○トレッキング 日帰りや1泊2日といったコースあり。	○知床五湖におけるウォークツアー ・利用調整地区内は有料ガイドツアー、高架木道上は自由な散策が主流。	○奥日光エリアでは戦場ヶ原ガイドハイキングが主	○徒歩による散策。奄美大島の貴重な植物や、ルリカケヤキノボリカゲなどの動物の鑑賞	○草原トレイルウォーキングと草原ライド (MTB) のみ実施	
適正な利用の推進に関する制度	・東京都が定めた要綱によりガイド同行を義務化、利用者数の上限を設定。(ガイド1人につき15人、1日合計100人) ・利用のガイドラインが定められている。 ・11月～翌1月まで入島禁止 (年末年始を除く)	・小笠原ホエールウォッチング協会による自主ルールを設定。	・小笠原村観光協会による自主ルールを設定。	・屋久島公認ガイド利用推進条例によるガイド登録制度を実施しており、ガイド利用を推進。 ・公認ガイド、認定ガイド、登録ガイドの計3段階の認定制度を構築	・自然公園法の利用調整地区の導入により、立入人数の上限の設定や事前レクチャーを実施。	・日光湯元ビジターセンターが「フィールドへ出るときのルール・マナー」をHPに掲載。 ・奥日光地域のガイド事業者と一緒にガイドの統括組織を作る動きがある。	・2019年2月より試行的な自主ルールとして「金作原利用適正化 試行ルール」を開始。 ・特定時期の認定ガイドの同伴、ツアー数の制限などの要請を行っている。	・牧野への立入は関係者のみが立入可能であったが、ガイド同伴であれば一般参加者でも立入可。 ・牧野管理上、輪地切り～野焼きまでの12月～4月限定。
制度管理に係る組織体制等	【東京都】 東京都自然ガイドの養成、モニタリング調査の実施。  【小笠原村】 適正な利用のルールの周知、整備等。東京都へ利用実績の提出。	(一社) 小笠原ホエールウォッチング協会	(一社) 小笠原村観光協会 ガイド部	【公認ガイド】 屋久島町  【認定ガイド・登録ガイド】 屋久島町エコツーリズム推進協議会  資格の認定及び抹消は協議会が実質的に運営。	知床五湖の利用のあり方協議会 行政機関、自治会、地元観光事業者等 (事務局 環境省、北海道、斜里町)  指定認定機関 (財) 知床財団	日光自然ガイド協議会 (仮称)  奄美大島利用適正化連絡会議 行政機関・民間事業者等 (事務局: 環境省・林野庁・鹿児島県・奄美市)	町古開牧野組合 (事務局: NPO法人ASO田園空間博物館)	
利用上の課題	○安全管理対策 体力が必要なツアーが多く、離島であることも踏まえ安全管理には十分留意する必要がある。  ○ガイドの水準維持・向上 知識や技術に関するレベルアップが求められる。  ○利用モニタリング 遵守状況に関するモニタリング等が求められる。	南島と同様。	○利用者の増加による影響 混雑、野生動物の目撃、ゴミの投棄 (意図せぬ餌付け)、踏圧による裸地化の進行などによる利用体験の質への影響等  ○ガイドの質の水準維持 ガイド数の増加に伴い、過剰利用など水準の設定と維持が必要となる。	○ヒグマの人馴れ 利用調整地区内においても、ヒグマの接近 / 遭遇事案が増加。  ○人のヒグマ慣れ 後続ツアーの中止にも繋がるため、ガイドツアーの中止判断が消極化する傾向	○戦場ヶ原における利用集中 小学生を対象としたガイドハイキングが集中混雑し、一般のハイカーからの苦情や木道から転落する等のオーバーコース状態となる。  ○域外ガイドの知識・技術不足 県外のガイドの中には奥日光に対する知識が不十分で、適切なガイドが行われていない場合がある。	○ルールの遵守 試行的に実施している利用ルールについて、実施直後から認定ガイド同行が守られていないと指摘されている。現状では、特に罰則規定などは存在しない状況である。	○牧野の衛生管理 解放利用にあたっては、口蹄疫対策などが必要。  ○ガイドの確保 牧野についての説明や、各対象者の活動に適したガイドの確保、育成。  ○無断立入りへの対応 無断での牧野立入が禁止であることと同時にガイド同伴であれば立入可能であることを周知する必要あり。	
利用上の課題への対応の方向性	○ガイド制度に基づく講習会の開催 ・1年に2回、安全管理講習や南島の動植物などに関する講習会を開催。  ○利用に関する検討 ・GWや夏季繁忙期、年末年始の利用者が多い時期に、適正な利用が行われているかのモニタリング調査を実施。	○利用に関する検討、ルールの周知 ・利用繁忙期において、適正な利用が行われているかのモニタリング調査を小笠原ホエールウォッチング協会が実施。 またSNSや村内広報誌に、自主ルール周知の文章・イラストを掲載。 事業者同士の会合にも参加し、自主ルールの目的や内容について説明。	○ガイド育成 ガイドの登録制度を見直し、基準等を整理して「登録ガイド」、「認定ガイド」、「屋久島公認ガイド」の計3段階の認定制度を構築し、段階分けをした。	○より安全な利用環境の確保 ・関係者の連携により、リスク管理をこれまで以上に進める。  ○利用ルールに係る情報発信 ・ヒグマの人馴れを発生させる行為については区域外も含めて迷惑行為と位置づけ、注意喚起をはかる。	○ガイド育成・認知度向上 ・ガイドの組織化により、ガイドの技術向上、情報発信、未利用地における適正な利用促進を検討。	○ルール遵守の徹底 試行ルールは開始したばかりで、ルール順守の徹底に向けて、県や自治体との連携を図る。  ○試行ルールの運用を踏まえた改善 会員から認定ガイド同行が守られていないとの指摘が出ていることを踏まえ、エコツーリズム推進法や条例等による強制力のあるルール化に向け、関係機関において検討が進められている。	○ガイドの資質向上 「牧野ガイド認定制度」を創設し、各ガイドに求められる能力を明確化するとともに、ガイド養成講座を開催。  ○看板の設置による周知 「町古開牧野の立入りについて」の看板を牧野の各処に設置し、立入りはガイド同伴の団体に限定すること、立入可能期間などを周知。	



## 事例：小笠原国立公園（南島／海域）

### 主な利用形態

- ・基本的に陸域、海域ともに周年利用可能。ただし、エリアによっては立入り禁止期間やガイドの同行を義務付けている箇所もある。入域エリアによっては講習受講の必要がある。
- ・**南島への上陸**：ボートツアーやシーカヤックのツアーで上陸（いずれも東京都認定ガイドの同行を義務化）  
ガイド1名に対して利用者15名まで。利用経路を定め、最大利用時間を2時間としている。
- ・**海域のアクティビティ**：ホエールウォッチング・ドルフィンスイム（ツアーの一部に南島上陸が含まれているため、東京都自然ガイドが同行。）  
基本的に船1隻に対して利用者10～20名程度。クジラやイルカの観察方法や隻数については自主ルールによって定められている。
- ・各アクティビティの運用については自主ルールによって定められており、ルールの遵守については一定の効果がある。

### 適正な利用の推進に関する制度

- ・**南島**：東京都が定めた要綱によりガイドの同行を義務化。利用のガイドラインが定められている。11月～翌1月まで入島禁止（年末年始を除く）。
- ・**海域**：小笠原ホエールウォッチング協会による自主ルールを設定 / 小笠原村観光協会による自主ルールを設定。

### 制度管理に係る組織体制等

- ・**南島**：〔東京都〕東京都自然ガイドの養成、モニタリング調査の実施。〔小笠原村〕適正な利用ルールの周知と整備等。東京都へ利用実績の提出。
- ・**海域**：ホエールウォッチング・（一社）小笠原ホエールウォッチング協会 / ドルフィンスイム・（一社）小笠原村観光協会 ガイド部会

### 利用上の課題

- ・**安全管理対策**：自然地域を利用したある程度の体力が必要なツアー多く、陸域・海域問わず、毎年ヒヤリハット事例が報告されている。また、離島という地理的な条件もあり、本土までの搬送には時間もかかることから、安全管理に対する配慮がより一層求められている。
- ・**受け入れ水準の維持・向上**：観光需要の高まりを受けて、観光関連事業者の新規参入や雇用拡大が想定されるなか、ガイド事業者を中心とした観光事業者の知識や技術については、一定の水準を担保しつつ、常にレベルアップを図ることが求められる。併せて、ツアーで利用するフィールドについては、関係する行政機関や各団体等の役割分担のもと、保全措置と共に適切な環境整備と安全確保を行う必要がある。
- ・**利用モニタリング**：利用される自然資源に対して継続的なモニタリングや評価を行いながら、環境保全に貢献していくことが求められる。  
海域では、観光資源の利用に関しては、利用のガイドラインが自主ルールとして定められているが、特に罰則規定などは存在しない。また、自主ルールの遵守状況に関するモニタリング調査を実施することが求められる。

### 利用上の課題への対応の方向性

- ・**南島**：**ガイド制度に基づく講習会の開催**：1年に2回、安全管理講習や南島の動植物などに関する講習会を開催。
- ・**南島**：**利用に関する検討**：GWや夏季繁忙期、年末年始の利用者が多い時期に、適正な利用が行われているかのモニタリング調査を実施。
- ・**海域**：**利用に関する検討、ルールの周知**：利用繁忙期において適正な利用が行われているかのモニタリング調査を小笠原ホエールウォッチング協会が実施。SNSや村内広報誌に、自主ルール周知の文章・イラストを掲載。事業者同士の会合にも参加、自主ルールの目的や内容について説明。

## 事例：屋久島国立公園（山岳部）

### 主な利用形態

- ・周年利用可能。必ずしもガイド同伴である必要はない。屋久島への入り込み客数は近年、減少傾向にあるが、入り込みの目的は登山や山岳部などの自然体験である。縄文杉方向への入山は入り込み客数の21%を占める。（平成30年）
- ・登山やカヌー、ダイビングなどのガイド数は180名を超えと言われ、そのうち観光協会に加入しているガイド部会員は約140名（平成30年度末）。屋久島町エコツーリズム推進協議会が実施主体の登録ガイドは12名、認定ガイドは73名、屋久島町が実施主体の屋久島公認ガイドは73名（＝認定ガイド）（令和2年1月末）

### 適正な利用の推進に関する制度

- ・屋久島公認ガイド利用推進条例によるガイド登録制度を実施しており、ガイド利用を推進。
- ・公認ガイド、認定ガイド、登録ガイドの計3段階の認定制度を構築。

### 制度管理に係る組織体制等

- ・〔公認ガイド〕屋久島町
- ・〔認定ガイド・登録ガイド〕屋久島町エコツーリズム推進協議会 資格の認定及び抹消は協議会が実質的に運営。

### 利用上の課題

- ・**利用者の増加による影響**：「生態系への影響」と「利用体験の質への影響」があり、前者は野生動物の人馴れや依存、ゴミの投棄による意図せぬ餌付け、踏圧による裸地化の進行、道具の放置や違法な焚火による植生への影響がある。後者は利用拠点の混雑や利用環境の不衛生化が挙げられる。また、登山者ではなく観光客の入山が増加したことに伴い遭難件数が増加したが、ここ数年は減少（平成30年度末）。
- ・**ガイドの質の水準維持**：新たな屋久島公認ガイド制度が構築されたものの、屋久島公認ガイド制度で登録・認定・公認しているガイドの合計人数、観光協会のガイド部会員の数は、屋久島で実際に活動しているガイド数を下回っていることから、公認等ガイド以外の質の確保や利用ルールの徹底等が未だに課題。

### 利用上の課題への対応の方向性

- ・**ガイド育成**：既存の屋久島町エコツーリズム推進協議会の登録制度を見直し、平成28年度、前身の屋久島ガイドを「登録ガイド」に改め、さらに要件をクリアすると「認定ガイド」を経て「屋久島公認ガイド」として認められる計3段階の認定制度を構築したことにより、利用者に安全・満足・信頼を提供する仕組みが整った。本制度をさらに魅力あるものとして、利用者に安全・満足・信頼を提供するガイド育成につながる「屋久島公認ガイド」の仕組みづくりを推進する。

## 事例：知床国立公園（知床五湖）

### 主な利用形態

- ・知床五湖周辺の地上遊歩道を利用調整地区とし、04/15 - 10/20 を利用調整期間として運用。
- ・**ヒグマ活動期**（05/10 - 07/31）：利用者は有料ガイドツアーに参加  
1チーム11名以下とし、1時間あたりの立ち入りチーム数と、1日の利用者数に上限を設定。チームごとに登録引率者の同行を義務付け。
- ・**植生保護期**（利用調整期間のうち、ヒグマ活動期以外の期間）：利用者から入場料を徴収  
1時間あたりの立ち入り人数と、1日の利用者数に上限を設定。知床五湖フィールドハウスで事前レクチャーの受講を義務付け。
- ・制度導入から9年：植生の回復、通期での安定的な利用、混雑感の解消、登録引率者間での一体感の醸成など、一定の効果を上げている。

### 適正な利用の推進に関する制度

- ・自然公園法の利用調整地区の導入により、立入上限の設定や事前レクチャーを実施。

### 制度管理に係る組織体制等

- ・知床五湖の利用のあり方協議会：行政機関、自治会、地元観光事業者等（事務局 環境省、北海道、斜里町）で構成
- ・指定認定機関（財）知床財団

### 利用上の課題

- ・**ヒグマの人馴れ**：ヒグマが人間との遭遇に慣れ、接近に気付きづらくなったり、気付いても無視していると推察される事例が複数。  
：人が侵入している以上、人馴れは必ず発生する。制度上、利用調整地区でもヒグマの追払いは可能だが、現在まで実施実績なし。
- ・**人のヒグマ慣れ**：ヒグマと遭遇した登録引率者が、ツアーの中止ではなく、安全と判断してツアーの継続を選択する傾向が強まっている。  
：ツアーの中止は他の引率者の収入にも影響が及ぶため、中止判断に対して消極的になっている可能性（後続のツアーも一定時間中止）  
：複数箇所ですべて同時にヒグマとの遭遇が発生した場合、連絡が輻輳し、報告を受けるフィールドハウス側の状況把握が追いつかない。

### 利用上の課題への対応の方向性

- ・**より安全な利用環境の確保**：関係者の連携により、リスク管理をこれまで以上に進める。  
：登録引率者側と調整をはかり、ツアー中止の判断基準を設けることや、そのための基準、ルール等を整備する。  
：利用が集中する07月から09月にかけては、引き続き地理的 / 時間的分散を誘導する。  
：利用調整地区外も含め、ヒグマの人馴れを発生させる行為については迷惑行為と位置づけ、注意喚起をはかる。
- ・**利用ルールに係る情報発信**：ヒグマの人馴れを発生させる行為については区域外も含めて迷惑行為と位置づけ、注意喚起をはかる。

## 事例：日光国立公園（奥日光）

### 主な利用形態

- ・日光国立公園は日光・鬼怒川・那須・塩原の4つのエリアに区分され、奥日光は日光エリアに含まれる。
- ・日光国立公園の中で最も多くの外国人観光客が訪れているが、そのほとんどが日本人対象の自然ガイドツアー。  
小学生を対象とした自然ガイド「戦場ヶ原ガイドハイキング」、一般客を対象とした「奥日光の山岳ルートのルーツに迫る旅」等

### 適正な利用の推進に関する制度

- ・日光湯元ビジターセンターが「フィールドへ出るときのルール・マナー」をHPに掲載。
- ・栃木県がガイド登録制度を開始予定。日光国立公園自然ガイド協会が発足。
- ・奥日光地域のガイド事業者と一緒にガイドの統括組織を作る動きがある。

### 制度管理に係る組織体制等

- ・日光ガイド協議会（仮称）。

### 利用上の課題

- ・**ガイド利用の集中**：ガイドツアーの繁忙期（6月から10月）には、小学生を対象とした「戦場ヶ原ガイドハイキング」が戦場ヶ原自然歩道に集中混雑し、一般のハイカーから苦情が寄せられる他、木道から転落するなどオーバーユース状態となる。  
オーバーユース解消と奥日光の魅力再発見のためのコース外の地域へのツアーを促進させることが必要。
- ・**体験プログラムの充実と質の向上**：繁忙期には県外からのガイドの姿が頻繁に見受けられ、奥日光に対する知識が不十分な上、適切なガイドが行われていない場合がある。ガイドの知識や技術にばらつきが生じている状態である。

### 利用上の課題への対応の方向性

- ・**ガイド育成・認知度向上**：  
日光国立公園満喫プロジェクト地域協議会作業部会「ガイド活用・コンテンツ部会」において「ガイド育成と組織化」について議論されている。  
日光市観光推進協議会ガイド部会で、日光地域のガイド事業の認知度向上のために「ガイド博：あいに行き、NIKKO」を実施。  
日光国立公園満喫プロジェクトの取組の一環として、「日光国立公園自然ガイド協会」（事務局：栃木県）が発足し、日光国立公園内で活動する自然ガイドや自然体験事業者の登録制度が開始。<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/houdou/guide-a.html>  
日光地域で活動する自然ガイド有志による組織化（日光自然ガイド協議会（仮称））を予定

## 事例：奄美大島国立公園（金作原）

### 主な利用形態

- ・金作原は、亜熱帯照葉樹林内を散策できる場所として観光利用が促進されている。奄美の貴重な植物や、ルリカケスやキノボリトカゲなどの動物鑑賞を楽しむツアーが多く催行されている。
- ・金作原を訪れる車両は増加の傾向が見られ、統計データではないが地元ガイド事業者2社における金作原の合計利用者数も2014年の1,217人から2016年は3,856人に増加している（奄美新聞社、2017）。
- ・金作原の探索路は片道約700mの林道を往復するルートが主である。ただし、金作原へ行く路線バスは運行されておらず、訪問者の多くはガイドツアーやバスツアーに参加している。レンタカー会社各社は悪路を理由に金作原への乗り入れを禁止しており、車両の貸し出し時にそのことを伝えているが、レンタカーで探索路入り口まで乗り入れる訪問者も見られる。また、地元住民が自家用車で乗り入れる場合も見られる。

### 適正な利用の推進に関する制度

- ・金作原において、多人数利用等による自然環境への負荷を低減させるとともに、質の高い自然体験の提供を図るため、2019年2月27日から、試行的なルールとして、認定ガイドの同伴、ツアー数の制限などの要請を行っている。
- ・法令に基づかない自主ルールとし、運用を行いながら柔軟に改善を図り、法令に基づく規制の導入を目指す。

### 制度管理に係る組織体制等

- ・奄美大島利用適正化連絡会議（鹿児島県自然保護課奄美世界自然遺産登録推進室）
- ・奄美群島エコツーリズム推進協議会が認定する奄美群島認定エコツアーガイドは群島全体で計109名\*1。

### 利用上の課題

・**ルールの順守**：試行的に実施している利用ルールについて、実施直後から認定ガイド同行が守られていないと指摘されている。現状では、特に罰則規定などは存在しない状況である。

### 利用上の課題への対応の方向性

- ・**ルール順守の徹底**：ルール順守の徹底に向けて、県や自治体との連携を図る\*2。
- ・**試行ルールの運用を踏まえた改善**：会員から認定ガイド同行が守られていないとの指摘が出ており、エコツーリズム推進法や条例等による強制力のあるルール化に向け、関係機関において検討が進められている。

\*1令和2年1月8日南海日日新聞社 \*2奄美新聞社、2019

## 事例：阿蘇くじゅう国立公園（町古閑牧野）

### 主な利用形態

- ・草原トレイルウォーキングと草原ライド（MTB）のみ利用可能。

### 適正な利用の推進に関する制度

- ・阿蘇エリアにおける牧野は、基本的には草原に携わる関係者のみ立ち入りが許されている。
- ・近年、特定牧野において、ガイド同伴による観光利用が検討、試行実施されている。
- ・**町古閑牧野**：令和元年度から本格的に利用開始。
- ・牧野での営みを多くの人に理解してもらい、利用し楽しみながら守っていくための新たな仕組みを導入。
- ・立入可能な期間は、輪地切り後から野焼きまでの12月～4月で、立入にあたっては、ガイド同伴を義務付け（すべて予約制）。
- ・対象者（利用者）は、トレイルウォーキング及びMTBライディングをするサイクリストに限定。
- ・提供されるプログラム区分：“草原トレイルウォーキング” 牧野ガイドが自由に牧野（草原）の中をウォーキングしながら案内  
“草原ライド（MTB）” 牧野ガイドが絶景を横目にマウンテンバイクでしか味わえない世界を案内
- ・平成30年度に、牧野ガイド認定制度を創設し、ガイドの人材育成も行うとともに、段階的に試験的なプログラムも実施。
- ・NPO法人ASO田園空間博物館が利用者とガイドの間に入る仕組みであり、同法人が指定管理を行う道の駅阿蘇がアクティビティの起点となる。

### 制度管理に係る組織体制等

- ・町古閑牧野組合。事務局は、NPO法人ASO田園空間博物館が務める。

### 利用上の課題

- ・**牧野の衛生管理**：牧野は、従来より牛や馬の放牧や飼料用草採草のための草原であり、組合員以外に利用開放する場合は、口蹄疫対策などが必要。
- ・**ガイドの確保**：普段は立ち入ることができない牧野に対する理解を有しかつ説明できるとともに、各対象者の活動（トレイルウォーキング、MTB）に適したガイドの確保、育成が求められる。
- ・**無断立ち入りへの対応**：無断での牧野への立ち入りが禁止であることと同時に、ガイド同伴であれば立入可能であることを周知する必要あり。（牧野に無断で観光客が立ち入り写真を撮る、希少植物を盗掘するなどの問題行為が以前より確認）。

### 利用上の課題への対応の方向性

- ・**ガイドの資質向上**：「牧野ガイド認定制度」を創設し、各ガイドに求められる能力を明確化するとともに、ガイド養成講座を開催。
- ・**看板の設置**：「町古閑牧野の立ち入りについて」の看板を牧野の各処に設置し、立入りはガイド同伴の団体に限ること、立入可能期間などを周知。

## 利用促進のための仕組みの事例 – (オンパク)

### 概要

- オンパク（「別府八湯温泉泊覧会」の略称）は、2001年にNPO法人ハットウ・オンパクが始めたイベント。小規模で多彩な体験交流型のプログラムを一定期間に集中して提供。
- 宣伝やイベントによる一時的な集客でなく、抜本的な対策として固有の文化や資源を活かした、まちづくりによる地域の持続的な成長を目指すことが必要との考えのもと、取組を開始。
- 地域の魅力の発掘と発信、地域人材の育成、地域資源を活かした多彩な観光サービスの創出等を目指している。



### 仕組みの特徴

- オンパクでは、比較的に小規模な地域資源・プログラムを束ねて編集し、総体として利用者に魅力を発信するとともに、地域住民などのガイドが地域の価値を直接利用者に伝えており、地域イメージの転換にもつながっている。
- 多様な事業者や住民自らが来訪者に提供するプログラムをつくり、協働して全体で流通・販売していく仕組みを構築。
- 多彩なプログラムの集積であるオンパクの告知メディアとしては、ガイドブックとウェブサイトが中心的な役割を担う。

### ガイドと事務局の役割分担

- 持続的な活動とするためには、多様な参加者のモチベーションを維持し続けることが必要。
- そこでオンパクでは、事務局が集客・プロモーション、プログラムの品質管理、ファンクラブの管理など、個人で行うには難しい活動を担っている。これにより、ガイドは、プログラムの企画と提供に専念することが可能となっている。
- さらに、事務局では、専用の IT システムを構築することで、事務局業務の効率的な取り組みを可能としている\*。

The screenshot shows the Onpaku website interface. At the top, there are logos for 'ONPAKU' and 'ONPAKU開催支援募金'. Below that, there are two main sections: 'ジャンルからプログラムをさがす' (Search by genre) and '参加日からプログラムをさがす' (Search by date). The 'ジャンルからプログラムをさがす' section displays a grid of program thumbnails with titles like 'スペイン風', '大分県産大分', '大分県産大分', '大分県産大分', '大分県産大分', '大分県産大分', '大分県産大分', '大分県産大分', '大分県産大分'. The '参加日からプログラムをさがす' section shows a calendar view for December 2008. At the bottom, there is a section titled 'オンパクの事務局より' (From the Onpaku Secretariat) with several bullet points of news or announcements.

\*「住民が共に育てる観光まちづくり事例35大分県 別府市 NPO 法人 ハットウ・オンパク『地域・いきいき観光まちづくり2011 観光庁補足：2010年には、（一社）ジャパン・オンパクを設立。オンパク手法の普及等を目的に、各種の研修や各地でのオンパク型イベントの運用支援システムの提供などを行っている。

資料：写真、画像は、NPO 法人ハットウ・オンパクより提供（webは当時のもの）

(6) 試行的な利用のゾーニング (十和田八幡平、伊勢志摩) [利用分科会 1 : 資料 4 - 2]

## 試行的な利用のゾーニング

### 利用のゾーニング区分 (たつき台)

利用のゾーニング区分	定義	
	利用目的や利用の特性	利用の方針
<b>I 原生自然型</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原生的な自然を有し、上級者による登山等の利用が限定的に行われる地域。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の雰囲気保持を最優先とした自然体験プログラムを提供する (限定・小規模・利用ルール遵守など)。</li> <li>人為的改変、施設整備は必要最小限とする。</li> </ul>
<b>II 自然探勝型</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然度が高く、拠点までの乗り物によるアクセスは限定的に認めるが、核心部はトレッキングや軽登山等により探勝する地域。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全に配慮しつつ、自然を活用した自然体験プログラムを積極的に提供する。</li> <li>人為的改変や施設整備については、利用の快適性よりも自然の雰囲気保持を優先する。</li> </ul>
<b>III 周遊観光型</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周遊観光の拠点として展望地や園地等が整備されており、一般観光客が散策等により利用する地域。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般観光客が手軽に参加できる自然体験プログラムを提供する。</li> <li>人為的改変や施設整備については、自然の雰囲気保持よりも利用の快適性を優先する。</li> </ul>
<b>IV 滞在・利用拠点型</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的自然度の低い温泉街や農地等で、利用者の滞在拠点等として利用する地域。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業体験や文化体験等も含めた自然体験プログラムを提供する。</li> <li>宿泊施設等の比較的大規模な施設も含めた人為的改変、施設整備を行う。</li> </ul>

※実際には、各公園の自然環境や利用形態等の特徴により区分の定義は異なることが想定される。  
 ※立ち入り禁止地域についてはゾーニング区分を設定しない想定。

### 参考: 「自然・ふれあい新時代」 (利用のあり方検討小委員会 (昭和62年設置)) において提言された地域類型区分の概要

利用のゾーニング区分	定義
<b>I 野生体験型</b>	原生的な自然を有する地域で、徒歩による体験型利用が限定的に行われる地域
<b>II 自然探勝型</b>	自然性の高い地域で、拠点までの乗り物によるアクセスは限定的に認めるが、核心部は徒歩により探勝する地域
<b>III 風景鑑賞型</b>	古くからの観光地、温泉地等を含み、周遊型観光や海水浴等の在来型の利用が行われている地域
<b>IV 自然地保養型</b>	農地等比較的自然性の低い地域を含み、滞在保養や施設型レクリエーションも認める地域

## 試行的な利用のゾーニング

### (参考) 山岳地域における利用ゾーニング区分の事例 ※検討・研究段階のものを含む

大雪山 国立公園	グレード5	大雪山の極めて厳しい自然に挑む登山ルート。登山口からの距離、避難小屋の間隔が長い。自然の雰囲気保持を最優先。	
	グレード4	大雪山の厳しい自然に挑む登山ルート。登山口やロープウェイ駅からの距離が長い。自然の雰囲気保持を最優先。	
	グレード3	大雪山の自然を体感する登山ルート。登山口やロープウェイ駅からのアクセスが比較的良好。歩行の快適性よりも自然の雰囲気保持を優先。	
	グレード2	大雪山の自然とふれあう軽登山ルート。登山口やロープウェイ駅舎からのアクセスが良い。歩行の快適性の確保に配慮。	
	グレード1	大雪山の自然とふれあう探勝ルート。温泉施設やロープウェイ駅舎からアクセスが良く、一般観光利用者向け。	
尾瀬 国立公園	登山エリア	山岳地であり登山に利用されているエリア。中級以上の登山者向け。	
	軽登山エリア	起伏のある森林帯であり山岳探勝エリアへ至るまでのエリア。初級者も含む登山者に利用される。	
	山岳探勝エリア	幅広い利用者層に自然探勝を目的とした利用がされているエリア。	
中部山岳 国立公園 上高地 ※1	登山	バリエーションルート	上級以上の登山者の利用を想定
		岩稜ルート	上級以上の登山者の利用を想定
		山稜・高山帯ルート	中級以上の登山者の利用を想定
		亜高山帯ルート	初級以降の登山者の利用を想定
	トレッキング	河畔ルート	ハイカー、すべての登山者を想定
散策・ 風景探勝	探勝路	観光客、ハイカー等の利用を想定	
	園路	すべての観光客の利用を想定	
支笏洞爺 国立公園 ※2	A	貴重な自然資源を有し利用し易いゾーン	
	B	貴重な自然資源を有するが利用が困難なゾーン	
	C	保全の重要性は低い利用し易いゾーン	
	D	保全の重要性が高くアクセスが困難だが、施設整備が容易なゾーン	
	E	保全の重要性が高く施設整備もアクセスも困難なゾーン	

※1 : 第3回中部山岳国立公園上高地連絡協議会・配布資料1-3 (平成 25年2月18日開催) より抜粋。

※2 : 次の研究論文より抜粋。愛甲哲也・富所康子 (2012) 自然資源とレクリエーション資源を考慮した自然公園のゾーニング手法の検討、ランドスケープ研究 Vol. 5, 96-103頁